

沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場  
整備運営等事業

事業契約書（案）

令和●●年●●月

沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業  
事業契約書

第1 事業名 沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業

第2 本施設等の概要

1 本施設等

ア 沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場、

イ 世界ウチナーンチュセンター（仮称）

ウ 交通ターミナル、ペDESTリアンデッキ

2 本施設等の場所 沖縄県中頭郡西原町字東崎 12 番 1 号、  
沖縄県島尻郡与那原町字東浜 66 番ほか

第3 事業の概要

1 事業期間

設計・建設期間	●●●●年●●月●日から ●●●●年●●月●日
開業準備期間	●●●●年●●月●日から ●●●●年●●月●日
維持管理・運営期間	●●●●年●●月●日から ●●●●年●●月●日
公共施設等運営権存続期間	●●●●年●●月●日から ●●●●年●●月●日

※設計・建設期間は本施設等を対象とする。

2 契約金額及び支払条件

(1) サービス購入料の金額

金●円

(取引に係る消費税等の額 金●円)

(2) 支払条件

第8章（サービス購入料及び運営権対価）に定めるとおり。

(3) 契約保証金

第32条（契約の保証）に定めるとおり。

(4) 運営権対価の金額

運営権対価の金額は●●円（内消費税等の額●円）とする。

第4 事業の内容

第4条（本事業の実施）に定めるとおり。

上記の事業について、沖縄県（以下「県」という。）と●●（以下「特定事業者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な事業契約兼公共施設等運営権実施契約である事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の証として、本書2通を作成し、県及び特定事業者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この事業契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定による議会の議決があった旨を県から特定事業者へ通知したときに効力を生じるものとする。当該議決を得られなかった場合は、この事業契約は無効とし、その場合において県は一切の責任を負わない。

令和●年●●月●●日

県

沖縄県知事 玉城 康裕

特定事業者

●●●●

特定事業者 ●●●●

代表取締役 ●●●●

# 目 次

<b>第1章 総 則</b> .....	1
第1条 (用語の解釈) .....	1
第2条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重) .....	1
第3条 (事業契約等) .....	1
第4条 (本事業の実施) .....	1
第5条 (運営業務の収入) .....	3
第6条 (県の実施業務) .....	3
第7条 (資金調達) .....	3
第8条 (公租公課の負担) .....	3
<b>第2章 本事業実施の準備</b> .....	4
<b>第1節 実施体制</b> .....	4
第9条 (本事業の実施体制等) .....	4
<b>第2節 必要な契約の締結等</b> .....	4
第10条 (必要な契約の締結) .....	4
第11条 (特定事業者による許認可の取得等) .....	4
第12条 (県による許認可の取得等) .....	5
<b>第3章 適正業務の確保</b> .....	5
第13条 (要求水準を満たす業務の実施) .....	5
第14条 (要求水準の変更) .....	5
第15条 (モニタリングの実施及びモニタリング体制の構築) .....	6
第16条 (業務及び財務情報の報告) .....	6
第17条 (県による指示等) .....	6
第18条 (モニタリング実施計画書) .....	7
第19条 (セルフモニタリング) .....	7
第20条 (県による実績評価) .....	7
第21条 (モニタリング基本計画等の変更) .....	7
第22条 (事業終了時のモニタリング) .....	8
第23条 (統括マネジメント業務の実施に係る準備) .....	8
第24条 (統括マネジメント業務の実施) .....	9
<b>第5章 設計・建設業務</b> .....	9
<b>第1節 総則</b> .....	9
第25条 (総則) .....	9
第26条 (本施設等の処分禁止) .....	10

第 27 条	(契約の保証)	10
第 28 条	(設計・建設業務の実施に係る準備)	11
第 29 条	(業務責任者の設置及び変更)	11
<b>第 2 節</b>	<b>設計業務</b>	<b>11</b>
第 30 条	(設計業務)	11
第 31 条	(設計企業による業務実施及び一括再委託等の禁止)	12
<b>第 3 節</b>	<b>建設業務</b>	<b>13</b>
第 32 条	(建設業務)	13
第 33 条	(建設企業による業務実施及び下請の制限等)	13
第 34 条	(下請負者等(建設業務)の健康保険等加入義務等)	14
第 35 条	(建設工事保険等)	15
第 36 条	(近隣調整)	15
第 37 条	(主任技術者等)	15
第 38 条	(監督職員)	15
第 39 条	(現場代理人)	16
第 40 条	(工事関係者に関する措置請求)	16
第 41 条	(工事材料の品質及び検査等)	16
第 42 条	(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)	17
第 43 条	(支給材料)	17
第 44 条	(工事用地の確保等)	18
第 45 条	(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	19
第 46 条	(設計図書の変更)	19
第 47 条	(建設工事の中止)	19
第 48 条	(特定事業者の請求による設計・建設期間の延長)	19
第 49 条	(設計・建設期間の変更方法)	20
第 50 条	(サービス購入料の変更方法等)	20
第 51 条	(賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更又は費用の負担)	20
第 52 条	(臨機の措置)	21
第 53 条	(一般的損害)	21
第 54 条	(第三者に及ぼした損害)	22
第 55 条	(設計・建設費の変更に代える設計図書の変更)	22
第 56 条	(中間検査)	22
第 57 条	(工事監理業務)	22
<b>第 4 節</b>	<b>本施設等の完成及び引渡し</b>	<b>23</b>
第 58 条	(完成検査及び引渡し)	23

第 59 条 (部分使用)	24
第 60 条 (契約不適合責任)	24
<b>第 6 章 開業準備業務</b>	<b>25</b>
第 61 条 (開業準備業務の実施に係る準備)	25
第 62 条 (業務責任者の設置及び変更)	26
第 63 条 (開業準備業務の実施)	26
第 64 条 (開業準備業務の業務報告書)	26
<b>第 7 章 維持管理・運營業務</b>	<b>26</b>
<b>第 1 節 公共施設等運営権</b>	<b>26</b>
第 65 条 (公共施設等運営権の設定及び効力発生)	26
<b>第 2 節 指定管理</b>	<b>28</b>
第 66 条 (指定管理者の指定)	28
<b>第 3 節 本施設</b>	<b>28</b>
第 67 条 (本施設の引渡し)	28
第 68 条 (本施設の一部貸付)	28
<b>第 4 節 維持管理・運營業務の実施</b>	<b>28</b>
第 69 条 (維持管理・運營業務の実施に係る準備)	29
第 70 条 (業務責任者の設置及び変更)	29
第 71 条 (維持管理・運營業務の実施)	29
第 72 条 (本施設の追加投資)	30
第 73 条 (県による本施設の追加投資)	30
第 74 条 (特定事業者の保有資産等の追加投資)	31
第 75 条 (中長期修繕計画書に基づく修繕業務)	31
第 76 条 (維持管理・運營業務の業務報告書)	31
<b>第 8 章 自主事業</b>	<b>31</b>
第 77 条 (自主事業の実施)	31
第 78 条 (自主事業の変更及び終了)	32
<b>第 9 章 サービス購入料及び運営権対価</b>	<b>32</b>
第 79 条 (サービス購入料)	32
第 80 条 (運営権対価)	32
第 81 条 (プロフィットシェア)	32
<b>第 10 章 表明保証及び誓約</b>	<b>32</b>
第 82 条 (特定事業者による表明及び保証)	32
第 83 条 (特定事業者による誓約事項)	33

第 84 条	(特定事業者の株式)	34
第 85 条	(契約上の地位譲渡)	35
第 86 条	(運営権の譲渡等)	35
第 87 条	(特定事業者の兼業禁止)	36
<b>第 11 章</b>	<b>責任及び損害等の分担</b>	<b>36</b>
第 88 条	(責任及び損害等の分担原則)	36
第 89 条	(政策変更)	36
第 90 条	(法令改正)	37
第 91 条	(税制改正)	38
第 92 条	(不可抗力)	38
第 93 条	(損害賠償責任)	39
<b>第 12 章</b>	<b>事業契約の終了及び終了に伴う措置</b>	<b>39</b>
第 94 条	(事業期間)	40
第 95 条	(特定事業者事由による解除)	40
第 96 条	(県の任意による解除、県事由による解除)	41
第 97 条	(合意解除)	42
第 98 条	(法令改正・不可抗力による解除)	42
第 99 条	(本施設等の引渡前の解除)	42
第 100 条	(本施設等の引渡後の解除)	42
第 101 条	(運営権及び指定管理者の指定の取消し)	43
第 102 条	(事業終了時の引継ぎ等)	43
第 103 条	(利用料金の引継ぎ等)	43
第 104 条	(本施設の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償)	43
第 105 条	(事業契約終了による特定事業者所有資産の取扱い)	43
第 106 条	(違約金)	44
第 107 条	(損害賠償等)	45
第 108 条	(事業終了後の解散及び債務引受)	45
<b>第 13 章</b>	<b>知的財産権</b>	<b>45</b>
第 109 条	(著作権の帰属)	45
第 110 条	(成果物の利用)	45
第 111 条	(著作権等の譲渡禁止)	46
第 112 条	(第三者の有する著作権の侵害防止)	46
第 113 条	(第三者の知的財産権等の侵害)	46
第 114 条	(知的財産権の対象技術の使用)	47
<b>第 14 章</b>	<b>雑 則</b>	<b>47</b>

第 115 条（秘密保持義務）	47
第 116 条（金融機関等との協議）	48
第 117 条（遅延利息・相殺）	48
第 118 条（事業契約の変更）	48
第 119 条（準拠法・管轄裁判所）	48
第 120 条（通知方法・計量単位・期間計算・休日調整等）	48
第 121 条（疑義に関する協議）	49

別紙 1 定義集

別紙 2 事業日程

別紙 3 モニタリング基本計画

別紙 4 業務委託請負先

別紙 5 自主事業の実施に関する協定（自主事業協定）の概要

別紙 6 サービス購入料の金額と支払スケジュール及び支払手続

別紙 7 プロフィットシェアの算定及び支払方法

## 第1章 総 則

### 第1条 (用語の解釈)

- 1 事業契約において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、別紙1 (定義集) において定める意義を有する。
- 2 事業契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、事業契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 3 事業契約で規定する法令等につき、改正又はこれらに替わる新たな法令等の制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が事業契約に適用される。

### 第2条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 1 事業契約の締結及びその履行に際し、次の各号に掲げる事項の実現に向けて、県は、本事業が民間企業者たる特定事業者の創意工夫に基づき実施されることを、特定事業者は、本事業が高度の公共性及び公益性を有することを、それぞれ十分理解しその趣旨を尊重する。
  - (1) アジアのトレードハブとなる施設
  - (2) 多様な催事ニーズを受け入れる施設
  - (3) マリントウンMICE エリアのまちづくりを先導する施設
- 2 特定事業者は、本事業の内容の詳細について、社会情勢の変化その他の本事業に係る外在的及び内在的な事情の変化を踏まえ、県の請求に応じて県と緊密に協議し、必要に応じて随時見直すことに合意する。なお、特定事業者は、この項に基づく協議が必要と自ら認める場合は、県に対して協議を求めることができ、県は、合理的な理由なくして協議を留保、遅延又は拒否しないものとする。

### 第3条 (事業契約等)

- 1 事業契約は、要求水準書、入札説明書等及び事業提案書と一体の契約であり、これらはいずれも事業契約の一部を構成する。事業契約の規定に基づき、県と特定事業者の間で別途締結される契約は、いずれも事業契約の一部を構成する。
- 2 事業契約、要求水準書、入札説明書等及び事業提案書の内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用される。ただし、事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて事業提案書が要求水準書に優先する。

### 第4条 (本事業の実施)

- 1 本事業は、次の各号に掲げる業務により構成される。ただし、世界ウチナアンチュセンター (仮称) に関しては第1号、第2号及び第3号に規定する業務を含む。
  - (1) 統括マネジメント業務
    - ア 統括管理業務
    - イ 運営企画業務
    - ウ 総務・経理業務
    - エ ガバナンス業務

(2) 設計業務

- ア 事前調査業務
- イ 設計及びその関連業務

(3) 建設業務

- ア 建設及びその関連業務
- イ 什器備品調達・設置業務
- ウ 工事監理業務
- エ 完成後業務

(4) 開業準備業務

- ア 利用規約案の策定業務
- イ 維持管理業務・運営業務の準備業務
- ウ 予約管理業務
- エ 料金收受業務
- オ 広報・誘致業務
- カ 開業式典開催業務
- キ 行政等への協力業務

(5) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 設備保守管理業務
- ウ 什器備品保守管理業務
- エ 修繕等業務
- オ 衛生管理・清掃業務
- カ 保安警備業務
- キ 植栽維持管理業務
- ク 外構施設保守管理業務

(6) 運営業務

- ア 予約管理・貸出業務
- イ 料金收受業務
- ウ 広報・誘致業務
- エ 行政等への協力業務
- オ 総合案内業務
- カ 安全管理・防災・緊急時対応業務
- キ 近隣対応・周辺連携業務
- ク 駐車場管理業務
- ケ 事業期間終了時の引継業務

2 特定事業者は、要求水準書等に従い、別紙2（事業日程）に定める事業日程により、前項各号に掲げる本事業の業務を実施する。

3 特定事業者は、本事業を実施するにあたり、適用される全ての法令等を遵守しなければならない。

#### 第5条（運營業務の収入）

- 1 特定事業者は、本施設に係る運營業務を実施するにあたり、事業提案書に基づき県と協議して利用料金を設定又は変更の上、本施設の利用者（以下「利用者」という。）から利用料金を徴収することができる。利用者から徴収した利用料金は、全て特定事業者の収入とする。
- 2 特定事業者による徴収した利用料金の還付並びに利用料金の全部又は一部の免除及びその徴収の延期は、施設管理条例の定めに従うものとする。

#### 第6条（県の実施業務）

- 1 県は、特定事業者による本事業の実施に必要な限度において、計画地内における既存工作物の撤去その他本事業の実施に必要な業務を実施する。
- 2 県は、前項に規定する業務の実施に要する費用を負担する。
- 3 特定事業者は、県又はその他の関係者が個別に発注する第三者の施工する工事が、本施設等に関する業務遂行上密接に関連する場合は、第三者の行う工事の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行う。
- 4 特定事業者は、維持管理・運営期間中において、県又はその他の関係者の実施する業務等が、事業契約に定める維持管理・運營業務の実施に関連する場合には、当該業務等の円滑な実施に協力し、その実施に必要な調整を行う。
- 5 特定事業者は、前2項における県又はその他の関係者による関連業務等が実施される場合、関連業務等を実施する第三者及びその使用人等に関する一切の責任を負わない。ただし、特定事業者による調整が不相当と認められる場合はこの限りではない。

#### 第7条（資金調達）

- 1 本事業の実施に関する一切の費用（前条（県の実施業務）に従い県が負担する費用を除く。）は、事業契約に別段の定めがある場合を除き全て特定事業者が負担し、本事業の実施に要する特定事業者の資金調達は全て特定事業者の責任において行う。
- 2 特定事業者は、前項に定める資金調達に係る金利変動による追加費用が生じた場合は、当該追加費用を負担する。

#### 第8条（公租公課の負担）

- 1 特定事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業に関連して特定事業者に生じる一切の租税を負担する。
- 2 特定事業者は、事業契約の定めるところにより、運営権対価に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の支払債務を負担する。
- 3 県は、特定事業者に対し、事業契約の定めるところにより、サービス購入料に係る消費税等の支払債務を負担する。

## 第2章 本事業実施の準備

### 第1節 実施体制

#### 第9条（本事業の実施体制等）

- 1 特定事業者は、本事業に係る各業務に着手する日までに、本事業を実施するために必要な体制を確保する。
- 2 特定事業者は、要求水準書等に基づき、本事業の実施に関連して、別紙3（モニタリング基本計画）に定める期限までに、本事業の実施に係る実施体制図その他別紙3（モニタリング基本計画）で定める書面（以下「実施体制図等」という。）を策定して県に提出し、県の確認を受けなければならない。県は、実施体制図等が要求水準書等と一致していない場合には、特定事業者に対し補正を命ずることができる。なお、本事業のガバナンスに係る費用は、法令等、入札説明書等及び事業契約に別段の定めのある場合を除き、特定事業者の負担とする。
- 3 特定事業者は、前項の実施体制図等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県に通知し、必要に応じて協議する。県は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、実施体制図等の変更内容が要求水準書等と一致していない場合には、特定事業者に対し補正を命ずることができる。
- 4 特定事業者は、前2項に基づき実施体制図等を策定又は変更しようする場合には、第15条（モニタリングの実施及びモニタリング体制の構築）に従い構築するモニタリング体制との整合性を図るとともに、当該モニタリング体制の変更が必要な場合は、あらかじめ県に提案のうえ、誠実に協議を行うものとする。

### 第2節 必要な契約の締結等

#### 第10条（必要な契約の締結）

- 1 特定事業者は、本事業に係る各業務のうち別紙4（業務委託請負先）において事業提案書に基づく業務の全部又は一部を業務委託請負先に委託又は請け負わせる場合、各業務に着手する日までに、当該各業務に係る業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結し、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを県に提出する。
- 2 特定事業者は、前項に基づき各業務の全部又は一部を業務委託請負先に対して委託し又は請け負わせる場合、暴力団員等のいずれかに該当する者その他県が不適切と認める者に対しては委託せず又は請け負わせないものとし、業務委託請負先をして、暴力団員等のいずれかに該当する者その他県が不適切と認める者に対しては再委託をさせず又は下請負をさせないものとする。

#### 第11条（特定事業者による許認可の取得等）

- 1 次条（県による許認可の取得等）に定めるものを除き、本事業を実施するために必要となる一切の許認可又は届出若しくは報告は、特定事業者又は別紙4の業務委託請負先が取得若しくは承継して維持し、又は作成して提出する。

- 2 特定事業者は、自ら又は別紙4の業務委託請負先をして、次条（県による許認可の取得等）に定めるものを除き、本事業を実施するために必要となる許認可の取得、承継若しくは維持又は届出若しくは報告に関する責任及び費用（許認可取得の遅延から生じる追加費用を含む。）を負担する。ただし、その遅延が県の責めに帰すべき事由による場合には、県がその責任及び損害を負担する。
- 3 県は、特定事業者が県に対して書面により要請した場合、第1項に定める特定事業者又は別紙4の業務委託請負先による許認可の取得、承継若しくは維持又は届出若しくは報告について、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。
- 4 特定事業者は、自ら又は別紙4の業務委託請負先をして、第1項に定める許認可の原本又は届出若しくは報告の写しを保管し、県の要請があった場合には許認可の原本又は届出若しくは報告の写しを提示し、又は許認可の原本証明付きの写し又は届出若しくは報告の写しを県に提出する。

#### 第12条 （県による許認可の取得等）

- 1 県は、本事業を実施するために必要となる許認可又は届出若しくは報告のうち、県が必要と認める許認可又は届出若しくは報告につき、本事業の事業期間中、自らの責任及び費用負担により取得して維持し、又は作成して提出する。ただし、県が許認可の取得若しくは維持又は届出若しくは報告について特定事業者の協力を求めた場合には、特定事業者は、自らの責任においてこれに応じる。
- 2 前項に定める許認可の取得又は維持に関して許認可権者から条件が付された場合、県は、当該条件のうち、本事業の実施に関して必要と認めるものについて特定事業者に通知するものとし、特定事業者は、これを遵守しなければならない。

### 第3章 適正業務の確保

#### 第13条 （要求水準を満たす業務の実施）

特定事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、本事業を実施する。

#### 第14条 （要求水準の変更）

- 1 法令等の改正若しくは不可抗力により要求水準の変更が必要となった場合、又は業務内容の変更が必要な場合その他本事業の内容の変更が特に必要と認められる場合には、県は、要求水準書を変更することができる。ただし、県は、あらかじめ特定事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、特定事業者と協議を行わなければならない。
- 2 前項の要求水準書の変更に伴う追加費用の負担は、かかる要求水準書の変更が①国及び地方公共団体による政策が変更され又は決定されたことによる場合は第89条（政策変更）に従い、②法令等が改正され又は制定されたことによる場合は第90条（法令改正）に従い、③税制等が改正され又は制定されたことによる場合は第91条（税制改正）に従い、④不可抗力による場合は第92条（不可抗力）に従うものとし、⑤前記①から④以外の場合であって、県の事由による

場合は県が、特定事業者の事由による場合は特定事業者が、それぞれ負担するものとする。

- 3 この条に基づく要求水準書の変更により特定事業者の費用が減少する場合には、当該費用相当額については県の帰属とする。ただし、要求水準書に規定する特定事業者からの改善提案等に起因して特定事業者の費用が減少したと県が認める場合には、当該費用相当額については特定事業者の帰属とする。
- 4 この条に基づく要求水準書の変更は書面をもって行うものとする。
- 5 特定事業者は、第1項に基づく県の要求水準書の変更に伴う措置を検討するにあたり、本施設等の引渡しの遅延の有無、特定事業者の費用の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間及び費用の増加が最小限となるように対応策を検討し、県と協議しなければならない。
- 6 特定事業者は、要求水準書の変更がなされた結果、成果物の変更が必要な場合には、速やかに必要な範囲内で成果物を変更する。
- 7 特定事業者は、要求水準書の変更がなされた結果、各業務に係る業務計画書又は年度業務計画書等の変更が必要な場合には、速やかに必要な範囲内で、各業務に係る業務計画書又は年度業務計画書等を変更する。

#### 第15条 (モニタリングの実施及びモニタリング体制の構築)

- 1 県及び特定事業者は、事業期間中の円滑な遂行の実現を目的として、要求水準書及び別紙3 (モニタリング基本計画) の定めに従い、モニタリングを実施する。
- 2 県及び特定事業者は、事業期間中にわたり相互の信頼関係を構築して、円滑な業務の遂行に努め、本事業の目的を実現するように努めるものとする。
- 3 本事業が要求水準を満たし、かつ事業提案書に基づき適切かつ確実に遂行されているか否かを確認するための県及び特定事業者によるモニタリングの体制、方法その他の事項は、別紙3 (モニタリング基本計画) 及びモニタリング実施計画書の定めによる。

#### 第16条 (業務及び財務情報の報告)

- 1 特定事業者は、事業契約及び別紙3 (モニタリング基本計画) の定めに従い、各事業年度の年度管理報告書及び年度業務報告書を県に提出しなければならない。
- 2 特定事業者は、別紙3 (モニタリング基本計画) の定めに従い、特定事業者の財務諸表その他本事業の財務情報を、県に報告し、また、特定事業者のウェブサイトにおいて公表する。
- 3 特定事業者は、事業期間中、本事業の財務情報に関し県が必要と認めて (県の公有財産台帳の整理等のため必要があるときを含む。) 報告を求めた事項について、遅滞なく県に報告しなければならない。

#### 第17条 (県による指示等)

- 1 前条 (業務及び財務情報の報告) の定めにかかわらず、県は、PFI法第28条に基づき、特定事業者による本事業の適正を期するため、特定事業者に対して、本事業の業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し又は必要な指示をすることができる。
- 2 前項の県の調査又は指示に従うことにより特定事業者に費用が発生する場合、かかる費用は

特定事業者の負担とする。

#### 第18条 (モニタリング実施計画書)

特定事業者は、別紙3 (モニタリング基本計画) に定める期限までに、要求水準書等に従い、本事業の実施に関するモニタリング実施計画書案を作成して県に提出しなければならない。県及び特定事業者は、本事業に係る業務を着手する日までに、当該モニタリング実施計画書案につき協議の上、県の承諾を得ることによりモニタリング実施計画書を確定する。

#### 第19条 (セルフモニタリング)

特定事業者は、別紙3 (モニタリング基本計画) 及びモニタリング実施計画書に従い、セルフモニタリングを行い、別紙3 (モニタリング基本計画) に定める書類を別紙3 (モニタリング基本計画) に定める期限までに又は県の請求に従って随時、県に提出するとともに、各業務の内容に対するセルフモニタリング結果の反映等の必要な措置を講じるものとする。

#### 第20条 (県による実績評価)

- 1 県は、前条 (セルフモニタリング) に基づき提出された書類に基づき、並びに別紙3 (モニタリング基本計画) 及びモニタリング実施計画書の定めに従って、当該各業務が要求水準を満たし、かつ事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認し、特定事業者は、別紙3 (モニタリング基本計画) 及びモニタリング実施計画書の定めに従って、かかる確認に必要な協力を行う。
- 2 県は、前条 (セルフモニタリング) のセルフモニタリング及び前項の実績評価により、特定事業者の実施する業務が要求水準を満たさず又は事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合、別紙3 (モニタリング基本計画) 及びモニタリング実施計画書の定めに従って、特定事業者に対し、業務改善について協議を求めることができる。この場合、県と特定事業者は誠実に協議し、特定事業者は、その協議内容に従って、業務改善のための必要な措置を講ずる。
- 3 前項に加え、県は、前条 (セルフモニタリング) 及び第1項の実績評価により、特定事業者の実施する業務が要求水準を満たさず又は事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合、別紙3 (モニタリング基本計画) 及びモニタリング実施計画書の定めに従って、特定事業者に対して注意、是正指導、是正勧告、業務実施企業の変更請求等を行うとともに、ペナルティポイントの付与及び違約金等の支払の請求を行うことができる。

#### 第21条 (モニタリング基本計画等の変更)

- 1 県は、事業期間が終了するまでの間、合理的な理由がある場合には、別紙3 (モニタリング基本計画) 及びモニタリング実施計画書を変更することができる。ただし、県は、あらかじめ特定事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、特定事業者と協議を行わなければならない。
- 2 県及び特定事業者は、要求水準書等が変更された場合、必要に応じて別紙3 (モニタリング基本計画) 及びモニタリング実施計画書を変更する。

- 3 前2項に基づく別紙3（モニタリング基本計画）又はモニタリング実施計画書の変更が県の責めに帰すべき事由により行われた場合には、これに伴う追加費用については県の負担とする。
- 4 第1項又は第2項に基づく別紙3（モニタリング基本計画）又はモニタリング実施計画書の変更が特定事業者の責めに帰すべき事由により行われた場合には、これに伴う追加費用については特定事業者の負担とする。
- 5 第1項又は第2項に基づく別紙3（モニタリング基本計画）又はモニタリング実施計画書の変更が国及び地方公共団体による政策が変更され又は決定されたことによる場合は第89条（政策変更）に従い、法令等が改正され又は制定されたことによる場合は第90条（法令改正）に従い、不可抗力による場合は第92条（不可抗力）に従うものとする。
- 6 第1項又は第2項に基づく別紙3（モニタリング基本計画）又はモニタリング実施計画書の変更により特定事業者の費用が減少する場合には、当該費用相当額については県の帰属とする。
- 7 第1項又は第2項に基づく別紙3（モニタリング基本計画）又はモニタリング実施計画書の変更は、書面をもって行う。

#### 第22条（事業終了時のモニタリング）

- 1 県及び特定事業者は、別紙3（モニタリング基本計画）及びモニタリング実施計画書の定めに従って、事業期間の満了する日の5年前から、事業期間満了後の本事業に係る資産の取扱いについて、協議を行うものとする。
- 2 特定事業者は、事業期間の満了する日の1年前までに、本施設（設備を含む。以下、この条において同じ。）の劣化等の状況及び本施設の保全のために必要となる資料の整備状況を、県に報告し、県の確認を受けるものとする。
- 3 特定事業者は、要求水準を満たすよう、事業期間終了日まで、前2項の協議の結果を反映した修繕計画書に基づき本施設の修繕を行うほか、必要となる資料を整備し、県の確認等を受ける。
- 4 特定事業者は、別紙3（モニタリング基本計画）に定める書類を事業期間終了日に県に提出し、県の確認を受けるものとする。

### 第4章 統括マネジメント業務

#### 第23条（統括マネジメント業務の実施に係る準備）

- 1 特定事業者は、事業契約締結後速やかに、統括マネジメント業務の実施に必要な人員等（必要な有資格者を含む。）を確保し、県に対して、その旨を報告するものとする。
- 2 特定事業者は、要求水準書等に基づき、統括マネジメント業務の実施に関連して、別紙3（モニタリング基本計画）に定める期限までに、別紙3（モニタリング基本計画）で定める書面（以下「統括マネジメント業務に係る計画書等」という。）を策定して県に提出し、県の確認を受けなければならない。県は、統括マネジメント業務に係る計画書等が要求水準書等と一致していない場合には、特定事業者に対し補正を命ずることができる。
- 3 特定事業者は、要求水準書等に従い、本事業の業務全体を総合的に把握し調整を行う統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を選任して、前項の統括マネジメント業務に係る

計画書等の提出と同時に又は同計画書等に記載することにより県に通知し、県の承諾を得なければならない。統括管理責任者は、事業契約の履行に関し、本事業の業務全体の管理及び総括を行うほか、設計・建設費を含むサービス購入料の変更、請求及び受領並びに事業契約の解除に係る権限を除き、事業契約に基づく業務に関する一切の権限を行使することができるものとする。

- 4 特定事業者が、事業契約締結後事業期間が終了するまでの間に、統括マネジメント業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県に通知し、必要に応じて協議する。県は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、統括マネジメント業務に係る計画書等の変更内容が要求水準書等と一致していない場合には、特定事業者に対し補正を命ずることができる。
- 5 県は、事業期間中において、統括管理責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、特定事業者に対し、その理由を明示した書面により、統括管理責任者の変更を要請することができる。
- 6 特定事業者は、前項に規定する要請を受けたときは、速やかに新たな統括管理責任者を選出し、県に届け出なければならない。
- 7 特定事業者は、事業期間中において統括管理責任者を変更する必要があるときは、県の承諾を得た上で、統括管理責任者を変更することができる。なお、特定事業者は、統括管理責任者の頻繁な変更を避けるとともに、変更にあたっては、業務の質の維持及び向上を確保するべく、十分な引継ぎ等を行わなければならない。

#### 第24条 （統括マネジメント業務の実施）

- 1 特定事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、統括マネジメント業務を実施する。
- 2 特定事業者は、事業契約の定めに従い、第三者に統括マネジメント業務の全部又は一部を委託し又は請け負わせることができる。ただし、主たる統括マネジメント業務を行う者は、構成企業でなければならない。

## 第5章 設計・建設業務

### 第1節 総則

#### 第25条 （総則）

- 1 特定事業者は、事業契約及び要求水準書等に従い、設計・建設業務を実施し、事業契約冒頭記載の設計・建設期間内に本施設等の建設工事を完成させ、県に引き渡すものとし、県は、その対価としてサービス購入料の支払債務を負担する。
- 2 仮設、施工方法その他本施設等を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、事業契約又は要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、特定事業者がその責任において定める。

## 第26条 （本施設等の処分禁止）

特定事業者は、本施設等（未完成の部分も含む。）を第三者に譲渡し、貸与し又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

## 第27条 （契約の保証）

- 1 特定事業者は、事業契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、設計・建設期間が終了するまでの間これを維持しなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を県に寄託しなければならない。
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) 設計・建設業務による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、県が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下「保証事業会社」という。）の保証
  - (4) 設計・建設業務による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) 設計・建設業務による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 特定事業者は、前項第5号の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、県が認めた措置を講ずることができる。この場合において、特定事業者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第10項において「保証の額」という。）は、設計・建設費の10分の1以上としなければならない。
- 4 特定事業者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第95条（特定事業者事由による解除）第2項各号に規定する者による事業契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、特定事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 特定事業者は、第1項第3号に掲げる保証を付す代わりに、設計企業及び建設企業の全部又は一部をして、設計・建設費の10分の1以上を保証金額とする、設計・建設業務の不履行により生じる特定事業者による損害金の支払を保証する銀行又は県が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証を付せしめることができる。
- 7 特定事業者は、第1項第4号に掲げる保証を付す代わりに、設計企業及び建設企業及び工事監理企業の全部又は一部をして、設計・建設費の10分の1以上を保証金額とする、設計・建設業務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付せしめることができる。
- 8 特定事業者は、第1項第5号に掲げる履行保証保険契約を締結する代わりに、設計企業及び建設企業及び工事監理企業の全部又は一部をして、設計・建設費の10分の1以上を保証金額又は保険金額とする特定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結せしめることができ

る。

- 9 特定事業者は、前3項の場合において、自己の費用負担により、当該保証契約、当該履行保証保険契約又は当該公共工事履行保証証券の締結又は発行後速やかに、当該保証金請求権又は当該各保険金請求権に第106条（違約金）第1項の違約金支払債務を被担保債務とする質権を県のために設定する。
- 10 設計・建設費の変更があった場合には、保証の額が変更後の設計・建設費（消費税等を含まない。）の10分の1に達するまで、県は、保証の額の増額を請求することができ、特定事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

#### 第28条 （設計・建設業務の実施に係る準備）

- 1 特定事業者は、要求水準書等に基づき、設計・建設業務の実施に関連して、別紙3（モニタリング基本計画）に定める期限までに、別紙3（モニタリング基本計画）で定める書面（以下「設計・建設業務に係る計画書等」という。）を策定して県に提出し、県の確認を受けなければならない。県は、設計・建設業務に係る計画書等が要求水準書等と一致していない場合には、特定事業者に対し補正を命ずることができる。
- 2 特定事業者が、事業契約締結後設計・建設業務が完了するまでの間に、設計・建設業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県に通知し、必要に応じて協議する。県は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、設計・建設業務に係る計画書等の変更内容が要求水準書等と一致していない場合には、特定事業者に対し補正を命ずることができる。

#### 第29条 （業務責任者の設置及び変更）

- 1 特定事業者は、要求水準書に従い、設計業務及び建設業務の各業務履行の責任者である業務責任者を定め、各業務の開始までに、県に届け出なければならない。
- 2 特定事業者は、前項の業務責任者を変更する必要があるとき、速やかに新たな業務責任者を選出し、県に届け出なければならない。

## 第2節 設計業務

#### 第30条 （設計業務）

- 1 特定事業者は、事業契約の締結後速やかに、要求水準書等に従い、設計業務を実施する。
- 2 特定事業者は、設計業務の着手時に、要求水準書等に従い、調査業務計画書、設計業務計画書その他の要求水準書等に定める書類を県に提出しなければならない。
- 3 特定事業者は、事前調査業務を完了したときは、要求水準書等に従い、事前調査の結果を県に報告しなければならない。
- 4 特定事業者は、事前調査業務を実施した結果、土壌汚染又は地下埋設物の存在について、要求水準書等で規定されていなかったこと又は規定されていた事項が事実と異なっていたことが判明した場合には、その旨を直ちに県に通知しなければならない。
- 5 前項の規定によって判明した土壌汚染又は地下埋設物に起因して発生する追加費用は、県がこれを負担する。ただし、要求水準書等に示した情報から合理的に判断できる範囲の土壌汚染

又は地下埋設物に起因するものは除く。

- 6 特定事業者は、事前調査業務の不備に起因して発生する一切の責任及び追加費用を負担する。
- 7 特定事業者は、県に対し、事業契約及び要求水準書等に従い、一定期間において進捗した設計の内容その他設計業務の進捗状況に関し定期的に報告書を提出しなければならない。県は、設計の内容その他設計業務の進捗状況に関して、随時に、特定事業者に対して説明を求めることができ、報告書その他の関連資料の提出を求めることができる。
- 8 特定事業者は、設計業務の完了後その他県が必要と認めた場合、速やかに、要求水準書等に従い、要求水準書等が定める様式及び内容の設計図書その他の要求水準書等が定める書類を県に提出して県の検査を受けなければならない。
- 9 県は、特定事業者から提出された設計図書が、法令等、要求水準書等の規定に適合しないこと又は逸脱していることが判明した場合は、設計図書の受領後遅滞なく当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう特定事業者に対して求めることができる。この場合、特定事業者は、速やかに設計図書の当該箇所を自らの費用負担で是正した設計図書を県に提出し、県の確認を受ける。
- 10 県は、特定事業者から提出された設計図書の検査の結果、適当と認めた場合は、この旨を特定事業者に通知する。
- 11 県は、設計図書の内容の検査結果の通知のみを理由として、特定事業者の業務の実施に関して何らの責任を負うものではない。
- 12 設計図書の是正を要する箇所が要求水準書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合で、県の指示の不備・誤り、その他の県の責めに帰すべき事由による場合は、県は、当該是正に係る特定事業者の追加費用及び損害を合理的な範囲で負担する。ただし、特定事業者が当該要求水準書等の記載が不相当であること又は県の指示に不備・誤りがあることを知りながら県に異議を述べなかった場合は、この限りではない。
- 13 特定事業者は、設計業務の着手時に、要求水準書等に従い、設計業務及び工事監理業務に係る業務責任者として管理技術者を選任するとともに、主任技術者を選任し、それらの氏名、保有資格等必要な事項を県に通知し、確認を受けなければならない。
- 14 特定事業者は、前項の規定に基づき選任した管理技術者及び主任技術者について、設計・建設業務が完了するまでの間、病気、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして県が承認した場合を除き、変更してはならない。

#### 第31条 （設計企業による業務実施及び一括再委託等の禁止）

- 1 特定事業者は、事業契約及び要求水準書等の定めに従い、設計業務を設計企業に委託し又は請け負わせる。
- 2 特定事業者は、前項の定めにより設計業務を設計企業に委託し又は請け負わせたときは、当該業務の委託又は請負に係る契約の締結後速やかに当該契約書の写しを県に対し提出する。
- 3 特定事業者は、設計業務の設計企業への委託又は請負に関する一切の責任を負い、設計企業の責めに帰すべき事由は、全て特定事業者の責めに帰すべき事由とみなして特定事業者が責任を負う。
- 4 特定事業者は、設計企業が特定事業者から受託し又は請け負った設計業務の全部を一括して

若しくはその主たる部分を、設計企業をして第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

- 5 県は、設計企業が特定事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（設計業務）」という。）に委任し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、特定事業者に対して、下請負者等（設計業務）の名称、下請負者等（設計業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

### 第3節 建設業務

#### 第32条 （建設業務）

- 1 特定事業者は、要求水準書等及び設計図書に従い建設業務を実施する。
- 2 特定事業者は、建設業務の着手時に、要求水準書等に従い、本施設等の建設工事（以下「建設工事」という。）の実施体制、工事工程等の内容を含んだ施工計画書その他の要求水準書等が定める書類を県に提出しなければならない。
- 3 特定事業者は、建設企業との間で締結する建設請負契約において、建設企業が建設する本施設等の所有権が特定事業者に原始的に帰属する旨の特約を付す。

#### 第33条 （建設企業による業務実施及び下請の制限等）

- 1 特定事業者は、事業契約及び要求水準書等に従い、建設業務の全部を建設企業に委託し又は請け負わせる。
- 2 特定事業者は、前項の定めにより建設業務を建設企業に委託し又は請け負わせたときは、当該業務の委託又は請負に係る契約の締結後速やかに当該契約書の写しを県に対し提出する。
- 3 特定事業者は、建設業務の建設企業への委託又は請負に関する一切の責任を負い、建設企業の責めに帰すべき事由は、全て特定事業者の責めに帰すべき事由とみなして特定事業者が責任を負う。
- 4 特定事業者は、建設企業が特定事業者から受託し又は請け負った建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事を一括して、建設企業をして第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
- 5 特定事業者は、建設企業が特定事業者から受託し又は請け負った建設工事の一部を、建設企業をして第三者に委任し又は請け負わせた場合において、当該第三者（当該工事が数次の契約によって行われるときは、当該工事のすべての契約に係る受任者又は請負人を含み、以下、これらの者を個別に又は総称して「下請負者等（建設業務）」といい、下請負者等（設計業務）及び下請負者等（建設業務）を以下「下請負者等」と総称する。）が建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の第三者に委任し又は請け負わせることのないようにしなければならない。
- 6 特定事業者は、建設企業又は下請負者等（建設業務）が第三者に委任し又は請け負わせようとするときは、建設企業又は下請負者等（建設業務）をして建設工事標準下請契約約款その他これに準ずる書面により契約を締結し又は締結させるように努めなければならない。
- 7 県は、建設企業が特定事業者から受託し又は請け負った業務の一部を下請負者等（建設業務）に委任し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、特定事業者に対して、

下請負者等（建設業務）の名称、下請負者等（建設業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第34条 （下請負者等（建設業務）の健康保険等加入義務等）

- 1 特定事業者は、建設企業をして、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負者等（建設業務）とさせてはならない。
  - (1) 健康保険法第48条の規定による届出
  - (2) 厚生年金保険法第27条の規定による届出
  - (3) 雇用保険法第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、特定事業者は、建設企業をして、次の各号に掲げる下請負者等（建設業務）の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負者等（建設業務）とさせることができる。
  - (1) 建設企業と直接下請契約を締結する下請負者等（建設業務）で次のいずれにも該当する場合
    - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負者等（建設業務）としなければ建設工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると県が認める場合
    - イ 県の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下この項において「確認書類」という。）を、特定事業者が県に提出した場合
  - (2) 前号に掲げる下請負者等（建設業務）以外の下請負者等（建設業務）で次のいずれかに該当する場合
    - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負者等（建設業務）としなければ建設工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると県が認める場合
    - イ 県が特定事業者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（県が、特定事業者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、特定事業者が当該確認書類を県に提出した場合
- 3 特定事業者は、社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負者等（建設業務）である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、県の請求に基づき、違約罰として、建設企業が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を、県の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 特定事業者は、社会保険等未加入建設業者が第2項第2号に掲げる下請負者等（建設業務）である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められず、かつ、同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、県の請求に基づき違約罰として、建設企業と直接契約をした下請負者等（建設業務）が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を、県の指定する期間内に支払わなければならない。
- 5 特定事業者は、下請負者等（建設業務）が受任又は請負に係る建設工事の施工に際し、建設

企業をして、建設業法その他関係法令等を遵守するよう指導するとともに、下請負者等（建設業務）の育成に努めさせなければならない。

#### 第35条（建設工事保険等）

- 1 特定事業者は、建設業務に関して、建設企業をして、本施設等及び工事材料等を要求水準書等に定めるところにより建設工事保険、火災保険その他の保険に付さなければならない。
- 2 特定事業者は、前項の規定により建設企業が保険契約を締結した場合には、その証券又はこれに代わるものを直ちに県に提示しなければならない。
- 3 特定事業者は、本施設等及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその内容を県に通知しなければならない。

#### 第36条（近隣調整）

- 1 特定事業者は、建設工事の着工前に、あらかじめ県との調整を経た方法、時期及び内容にて、近隣住民に対し事業計画（本事業の実施内容の概要に関する計画をいう。この条において以下同じ。）及び工事実施計画（本施設等の配置、施工時期、施工方法等の計画をいう。）の説明その他の近隣調整を行い、近隣住民の理解を得るよう努める。県は、必要と認める場合には、特定事業者が行う近隣調整に協力する。
- 2 特定事業者は、県の承諾を得た場合を除き、近隣調整の不調を理由として事業計画の変更をすることはできない。
- 3 近隣調整の結果、建設工事の着工の遅延が見込まれる場合には、県及び特定事業者は協議の上、本施設等の引渡予定日を変更することができる。
- 4 近隣調整の実施に要する費用及び近隣調整の結果特定事業者に生じた費用（前項の遅延の結果生じる費用を含む。）については、特定事業者が負担する。ただし、県が設定した条件に直接起因する費用については、県が負担する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、県が本施設等の建設に関する近隣説明会、現場見学会、内覧会等を行う場合、特定事業者は、県の求めに応じて必要な協力を行わなければならない。

#### 第37条（主任技術者等）

- 1 特定事業者は、建設業務の着手時に、要求水準書等に従い、建設業務に係る業務責任者として建設業法第26条に定める監理技術者又は主任技術者を設置させ、それらの氏名、保有資格等必要な事項を県に通知し、確認を受けなければならない。
- 2 特定事業者は、前項の規定に基づき選任した監理技術者又は主任技術者及び配置した技術者について、設計・建設業務（工事種別、工事種目を分離して建設工事を分担する場合には、当該部分に限る。）が完了するまでの間、病気、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして県が承認した場合を除き、変更してはならない。

#### 第38条（監督職員）

- 1 県は、監督職員を定めたときは、その氏名を特定事業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、事業契約の他の条項に定めるもの及び事業契約に基づく県の権限とされる事項のうち県が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - (1) 事業契約の履行についての特定事業者又は特定事業者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - (2) 特定事業者が作成した詳細図等の承諾
  - (3) 設計図書に基づく工程の管理
- 3 県は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員に事業契約に基づく県の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、特定事業者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、別段の合意がある場合を除き、書面により行わなければならない。

#### 第39条 (現場代理人)

特定事業者は、建設企業をして、建設業法の定めるところにより、現場代理人を配置した場合は、設計業務の完了後速やかに、県の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を県に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。

#### 第40条 (工事関係者に関する措置請求)

- 1 県(監督職員を含む。以下、本項ないし第3項において同じ。)は、監理技術者、主任技術者、現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、特定事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずることを請求することができる。
- 2 県は、特定事業者が建設企業をして建設工事を施工するために使用している下請負者等、労働者等で建設工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、特定事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずることを請求することができる。
- 3 特定事業者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた後速やかに県に通知しなければならない。
- 4 特定事業者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、県に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずることを請求することができる。
- 5 県は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた後速やかに特定事業者に通知しなければならない。

#### 第41条 (工事材料の品質及び検査等)

- 1 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。
- 2 特定事業者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、特定事業者の負担とす

る。

- 3 監督職員は、特定事業者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 特定事業者は、建設工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに建設工事現場外に搬出してはならない。
- 5 特定事業者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に建設工事現場外に搬出しなければならない。

#### 第42条 (監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 1 特定事業者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 特定事業者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された建設工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 特定事業者は、前2項に規定するほか、県が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は建設工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、特定事業者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく特定事業者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、特定事業者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は建設工事を施工することができる。この場合において、特定事業者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、特定事業者の負担とする。

#### 第43条 (支給材料)

- 1 県が特定事業者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)がある場合には、その品名、数量、品質又は規格、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料の引渡しに当たっては、特定事業者の立会いの上、県の負担において、当該支給材料を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格が要求水準書等の定めと異なり又は使用に適当でないと認めるときは、特定事業者は、その旨を直ちに県に通知しなければならない。
- 3 特定事業者は、支給材料の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、県に受領書を提出しなければならない。
- 4 特定事業者は、支給材料の引渡しを受けた後、当該支給材料の種類、品質又は数量に関し事

業契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に相当でないと認めるときは、その旨を直ちに県に通知しなければならない。

- 5 県は、特定事業者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料に代えて他の支給材料を引き渡し、支給材料の品名、数量、品質若しくは規格を変更し又は理由を明示した書面により、当該支給材料の使用を特定事業者に請求しなければならない。
- 6 県は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料の品名、数量、品質若しくは規格、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 県は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは設計・建設費を変更し又は特定事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 特定事業者は、支給材料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 特定事業者は、要求水準書等の定めるところにより、建設工事の完成、要求水準書等の変更等によって不用となった支給材料を県に返還しなければならない。
- 10 特定事業者は、故意又は過失により支給材料が滅失若しくはき損し又はその返還が不可能となったときは、県の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 特定事業者は、支給材料の使用方法が要求水準書等に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

#### 第44条 （工事用地の確保等）

- 1 県は、工事用地その他要求水準書等において県が提供すべきことを明示した建設工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を特定事業者が建設工事の施工上必要とする日（要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 特定事業者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 建設工事の完成、要求水準書等又は設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に特定事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。この条において以下同じ。）があるときは、特定事業者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、県に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、特定事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、県は、特定事業者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、特定事業者は、県の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、県の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する特定事業者のとるべき措置の期限、方法等については、県が特定事業者の意見を聴いて定める。

#### 第45条 （設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 1 特定事業者は、建設工事の施工部分が要求水準書等又は設計図書に適合しない場合において、県がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が県の指示によるときその他県の責めに帰すべき事由によるときは、県は、必要があると認められるときは設計・建設期間又は設計・建設費を変更し又は特定事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 県は、建設工事の施工部分が要求水準書等又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を特定事業者へ通知して、建設工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は特定事業者の負担とする。

#### 第46条 （設計図書の変更）

県は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を特定事業者へ通知して、特定事業者へ設計図書を変更させることができる。この場合において、県は、必要があると認められるときは設計・建設期間又は設計・建設費を変更し又は特定事業者へ損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### 第47条 （建設工事の中止）

- 1 工事用地等の確保ができない等のため又は不可抗力であって特定事業者、設計企業、建設企業又は下請負者等の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、特定事業者が建設工事を施工できないと認められるときは、県は、建設工事の中止内容を直ちに特定事業者へ通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 県は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、建設工事の中止内容を特定事業者へ通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 県は、前2項の規定により建設工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは設計・建設期間若しくは設計・建設費を変更し、又は特定事業者が建設工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の建設工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは特定事業者へ損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### 第48条 （特定事業者の請求による設計・建設期間の延長）

- 1 特定事業者は、不可抗力又は県の責めに帰すべき事由により設計・建設期間内に建設工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、県に設計・建設期間の延長変更を請求することができる。
- 2 県は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、設計・建設期間を延長しなければならない。県は、その設計・建設期間の延長が県の責めに帰すべき事由による場合においては、設計・建設費について必要と認められる変更を行い又は特定事業者へ損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### 第49条 （設計・建設期間の変更方法）

- 1 事業契約の規定による設計・建設期間の変更については、県と特定事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、県が定め、特定事業者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、県が特定事業者の意見を聴いて定め、特定事業者に通知する。ただし、県が設計・建設期間の変更事由が生じた日（第48条（特定事業者の請求による設計・建設期間の延長）の場合にあっては、県が設計・建設期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、特定事業者は、協議開始の日を定め、県に通知することができる。

#### 第50条 （サービス購入料の変更方法等）

- 1 事業契約の規定によるサービス購入料の変更については、県と特定事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、県が定め、特定事業者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、県が特定事業者の意見を聴いて定め、特定事業者に通知する。ただし、サービス購入料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、特定事業者は、協議開始の日を定め、県に通知することができる。
- 3 事業契約の規定により、特定事業者が追加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に県が負担する必要な費用の額については、県と特定事業者とが協議して定める。

#### 第51条 （賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更又は費用の負担）

- 1 県又は特定事業者は、設計・建設期間内で事業契約締結の日から12ヶ月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により設計・建設費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して設計・建設費の変更を請求することができる。
- 2 県又は特定事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残設計・建設費（設計・建設費から当該請求時の出来形部分に相応する設計・建設費を控除した額をいう。この条において以下同じ。）と変動後残設計・建設費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残設計・建設費に相応する額をいう。この条において以下同じ。）との差額のうち変動前残設計・建設費の1000分の15を超える額につき、設計・建設費の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残設計・建設費及び変動後残設計・建設費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき県と特定事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、県が定め、特定事業者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により設計・建設費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「事業契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく設計・建設費の変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により設計・建設期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、設計・建設費が不相当となったときは、県又は特定事業者は、前各項の規定によるほか、設計・建設費の変更を請求することができる。当該変更については、国から地方自治体へ

の通知等を踏まえ、県が必要と認めた場合に適用することができる。

- 6 予期することができない特別の事情により、設計・建設期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、設計・建設費が著しく不相当となったときは、県又は特定事業者は、前各項の規定にかかわらず、設計・建設費の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、設計・建設費の変更額については、県と特定事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、県が定め、特定事業者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、県が特定事業者の意見を聴いて定め、特定事業者に通知するものとする。ただし、県が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、特定事業者は、協議開始の日を定め、県に通知することができる。
- 9 特定事業者は、この条に基づき設計・建設費の変更若しくは費用の負担を県に請求する場合、当該請求の理由を疎明の上県が求める情報を提供しなければならない。県から当該請求を受けた場合も同様とする。

#### 第52条（臨機の措置）

- 1 特定事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、特定事業者は、あらかじめ県の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、特定事業者は、そのとつた措置の内容を県に直ちに通知しなければならない。
- 3 県は、災害防止その他本事業の実施上特に必要があると認めるときは、特定事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 特定事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、特定事業者が設計・建設費の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、県が負担する。
- 5 特定事業者が維持管理・運営期間に第1項又は第3項の規定により臨機の措置を講じた場合、当該措置に要する費用は特定事業者が負担するものとする。ただし、臨機の措置が必要となった主たる原因が政策変更、法令改正又は不可抗力のいずれかに相当する場合は、第89条（政策変更）、第90条（法令改正）又は第92条（不可抗力）の規定の適用を妨げない。

#### 第53条（一般的損害）

本施設等の引渡前に、本施設等又は工事材料について生じた損害その他建設工事の施工に関して生じた損害（次条（第三者に及ぼした損害）第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、特定事業者がその費用を負担する。ただし、その損害（第35条（建設工事保険等）第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する。

#### 第54条 （第三者に及ぼした損害）

- 1 本事業の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、特定事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第35条（建設工事保険等）第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。この条において以下同じ。）のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本事業の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、特定事業者がその損害を負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他建設工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、県及び特定事業者は協力してその処理解決に当たる。

#### 第55条 （設計・建設費の変更に代える設計図書の変更）

- 1 県は、事業契約の規定により設計・建設費を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、設計・建設費増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を特定事業者に変更させることができる。この場合において、設計図書の変更内容は、県と特定事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、県が定め、特定事業者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、県が特定事業者の意見を聴いて定め、特定事業者に通知しなければならない。ただし、県が前項の設計・建設費を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、特定事業者は、協議開始の日を定め、県に通知することができる。

#### 第56条 （中間検査）

- 1 県は、建設工事の適正な技術的施工を確保するため必要があると認めるときは、中間検査を行うことができる。
- 2 県は、前項の検査にあたり必要があると認められるときは、建設工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、特定事業者の負担とする。

#### 第57条 （工事監理業務）

- 1 特定事業者は、要求水準書等及び設計図書に従い工事監理業務を実施する。特定事業者は、工事監理業務の全部又は一部を工事監理企業に委託し又は請け負わせる。
- 2 特定事業者は、工事監理業務の着手時に、要求水準書等に従い、工事監理計画書その他の要求水準書等が定める書類を県に提出しなければならない。
- 3 特定事業者は、建設工事の工事監理者については、建設工事の着手時に、建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を配置し、その氏名、保有資格等必要な事項を県に通知する。工事監理者が建設企業と同一法人に所属する場合には、工事監理部門は工事請負部門と独立した職務遂行系統であることを要する。
- 4 特定事業者は、前項の規定に基づき選任した工事監理者について、設計・建設業務が完了す

るまでの間、病気、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして県が承認した場合を除き、変更してはならない。

- 5 特定事業者は、工事監理者に、要求性能確認計画書に基づき建設工事を監理させ、要求水準書等に従い報告書を県に対して定期的に提出させなければならない。特定事業者は、県が要請したときは、工事監理者に、建設工事の施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を随時行わせる。
- 6 特定事業者は、要求水準書等に基づく工事監理業務の完了後その他県が必要と認めた場合、速やかに、要求水準書等に従い、成果物（完成図書を意味する。以下、本条において同じ。）を県に提出して県の検査を受けなければならない。
- 7 県は、特定事業者から提出された成果物が、要求水準書等の規定に適合しないこと又は逸脱していることが判明した場合は、成果物の受領後遅滞なく当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう特定事業者に対して求めることができる。この場合、特定事業者は、速やかに成果物の当該箇所を自らの費用負担で是正した成果物を県に提出し、県の確認を受ける。
- 8 県は、特定事業者から提出された成果物の検査の結果、適当と認めた場合は、この旨を特定事業者に通知する。
- 9 県は、成果物の内容の検査結果の通知のみを理由として、特定事業者の業務の実施に関して何らの責任を負うものではない。
- 10 成果物の是正を要する箇所が要求水準書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合で、県の指示の不備・誤り、その他の県の責めに帰すべき事由による場合は、県は、当該是正に係る特定事業者の追加費用及び損害を合理的な範囲で負担する。ただし、特定事業者が当該要求水準書等の記載が不相当であること又は県の指示に不備・誤りがあることを知りながら県に異議を述べなかった場合は、この限りではない。

#### 第4節 本施設等の完成及び引渡し

##### 第58条 （完成検査及び引渡し）

- 1 特定事業者は、建設工事が完成したときは、建設企業をして、建設工事に関する完成検査を行い、その旨を県に通知し、完成検査に関する報告書を提出しなければならない。
- 2 県は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた後遅滞なく特定事業者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、建設工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合、県は、当該検査の結果を特定事業者に通知しなければならない。
- 3 県は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、特定事業者が本施設等の引渡しを申し出たときは、直ちに本施設等の引渡しを受けなければならない。本施設等の引渡しをもって、特定事業者から県に本施設等の所有権が移転する。
- 4 特定事業者は、建設工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して県の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を建設工事の完成とみなして前3項の規定を適用する。
- 5 県は、第2項及び前項の検査にあたり必要があると認めるときは、本施設等を最小限度破壊

して検査し又は特定事業者の本施設等を最小限度破壊して検査させることができる。

- 6 第2項及び前2項の場合において、検査又は復旧に要する費用は、特定事業者の負担とする。
- 7 県は、特定事業者が引渡予定日までに本施設等を県に引き渡すことができなかつた場合、設計・建設費から出来高を控除した額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額を損害金として賠償の請求をすることができる。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。また、当該損害金に100円未満の端数があるとき、又は損害金が100円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。

#### 第59条（部分使用）

- 1 県は、前条（完成検査及び引渡し）第3項の規定による引渡前においても、本施設等の全部又は一部を特定事業者の承諾を得て使用することができる。この場合必要があるときは、県は、特定事業者の立会いの上当該使用部分の出来形を確認しなければならない。
- 2 前項の場合においては、県は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 県は、第1項の使用により特定事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### 第60条（契約不適合責任）

- 1 県は、引き渡された本施設等（設計・建設業務に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が種類又は品質に関して事業契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」といい、契約不適合の状態にある当該本施設等を「不適合目的物」という。）であるときは、特定事業者に対し、不適合目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、県は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、特定事業者は、県に不相当な負担を課するものでないときは、県が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、県が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、県は、その不適合の程度に応じて設計・建設費の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに設計・建設費又はサービス購入料の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 特定事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ事業契約をした目的を達することができない場合において、特定事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、県がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 特定事業者は、第1項に定める不適合目的物の修補を完了したときは、県による確認を受け

- る。
- 5 県は、引き渡された本施設等に関し、第58条（完成検査及び引渡し）第3項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、設計・建設費の減額の請求又は事業契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
  - 6 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、県が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、特定事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
  - 7 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、特定事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
  - 8 県が第5項又は第6項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第11項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を特定事業者に通知した場合において、県が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
  - 9 県は、第5項又は第6項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
  - 10 前5項の規定は、契約不適合が特定事業者、建設・設計企業又は下請負者等の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する特定事業者の責任については、民法の定めるところによる。
  - 11 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
  - 12 県は、本施設等の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第5項の規定にかかわらず、その旨を直ちに特定事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、特定事業者、建設・設計企業又は下請負者等がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
  - 13 契約不適合が県の指図により生じたものであるときは、県は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、特定事業者、建設・設計企業又は下請負者等がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

## 第6章 開業準備業務

### 第61条 （開業準備業務の実施に係る準備）

- 1 特定事業者は、要求水準書等に基づき、開業準備業務の実施に関連して、別紙3（モニタリング基本計画）に定める期限までに、別紙3（モニタリング基本計画）で定める書面（以下「開業準備業務に係る計画書等」という。）を策定して県に提出し、県の確認を受けなければならない。県は、開業準備業務に係る計画書等が要求水準書等と一致していない場合には、特定事業者に対し補正を命ずることができる。
- 2 特定事業者が、事業契約締結後開業準備業務が完了するまでの間に、開業準備業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県に通知し、必要に応じて協議する。県

は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、開業準備業務に係る計画書等の変更内容が要求水準書等と一致していない場合には、特定事業者に対し補正を命ずることができる。

#### 第62条 （業務責任者の設置及び変更）

- 1 特定事業者は、要求水準書に従い、開業準備業務の業務履行の責任者である業務責任者を定め、業務の開始までに、県に届け出なければならない。
- 2 特定事業者は、前項の業務責任者を変更する必要があるとき、速やかに新たな業務責任者を選出し、県に届け出なければならない。

#### 第63条 （開業準備業務の実施）

- 1 特定事業者は、県と特定事業者が別途協議の上決定した日（施設管理条例が制定及び施行され、特定事業者が指定管理者として指定された日以降とする。具体的な時期については、特定事業者からの提案に基づき、県と協議を行い決定する。）から運営開始日までの期間中、事業契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件及び開業準備業務に係る計画書等に従い、自らの責任及び費用負担において、開業準備業務を実施しなければならない。
- 2 特定事業者は、要求水準書等に従い、開業準備業務の全部又は一部を開業準備企業に委託し又は請け負わせることができる。
- 3 特定事業者は、開業準備企業が特定事業者から受託し又は請け負った開業準備業務の全部を一括して若しくはその主たる部分を、開業準備企業をして第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
- 4 県は、開業準備企業が特定事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（開業準備業務）」という。）に委任し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、特定事業者に対して、下請負者等（開業準備業務）の名称、下請負者等（開業準備業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

#### 第64条 （開業準備業務の業務報告書）

特定事業者は、開業準備業務の履行状況等について、要求水準書等及び別紙3（モニタリング基本計画）の定めに従い、業務報告書を県に提出しなければならない。

## 第7章 維持管理・運営業務

### 第1節 公共施設等運営権

#### 第65条 （公共施設等運営権の設定及び効力発生）

- 1 県は、次に掲げる条件の全部が成就することを停止条件として、本施設に、特定事業者が本施設に係る維持管理・運営業務を実施するための運営権を設定する。次に掲げる条件の全部が成就し運営権が設定された場合、県は、特定事業者に対し、運営権設定書を交付する。
  - (1) 第58条（完成検査及び引渡し）に従い、本施設等の設計・建設業務が完了し、本施設等の引渡しを受けて県が本施設等の所有権を取得していること。

- (2) 施設管理条例が制定及び施行されること。
  - (3) 運営権の設定に係る PFI 法第 19 条第 4 項に定める県の議会の議決を経ていること。
  - (4) 要求水準書等に基づき、開業準備業務が円滑に進捗していること。
- 2 特定事業者は、前項の定めに基づき運営権の設定を受けた場合、県に対して、運営権対価の支払義務を負担するものとし、運営開始予定日（運営開始日が運営開始予定日よりも遅延する場合は、運営開始日）の前営業日を支払期限とする。
  - 3 本施設に設定された運営権は、運営開始予定日に効力を発生するものとする。ただし、次に掲げる条件の全部又は一部が満たされなかった場合（県が充足しないことを認めた条件を除く。）、県は運営権の効力発生を延期することができる（この項に基づき運営権の効力が発生した日を以下「運営開始日」という。）。
    - (1) 運営権対価及びこれに係る消費税等が支払われたこと。
    - (2) 第 11 条（特定事業者による許認可の取得等）に定める特定事業者が本事業の実施を開始するために必要となる許認可の取得、承継及び維持を行い又は届出及び報告を完了していること。
    - (3) 第 61 条（開業準備業務の実施に係る準備）に定める開業準備業務に係る計画書等が県に提出され、県の確認を受けていること。
    - (4) 第 69 条（維持管理・運営業務の実施に係る準備）に定める維持管理・運営業務に係る計画書等が県に提出され、県の確認を受けていること。
    - (5) 第 18 条（モニタリング実施計画書）に定めるモニタリング実施計画書案が県に提出され、モニタリング実施計画書につき県と特定事業者が合意していること。
    - (6) 第 10 条（必要な契約の締結）第 2 項又は第 3 項に従い、業務委託請負先との間で維持管理・運営業務に関する業務委託請負契約が締結され、当該契約書の写しが県に提出されていること。
    - (7) 第 83 条（特定事業者による誓約事項）に定める各書類が県に提出されていること。
    - (8) 第 116 条（金融機関等との協議）に定める県と金融機関等との間の協定書が締結されていること。
    - (9) 基本協定書に定める出資者保証書及び誓約書が県に提出されていること。
    - (10) 特定事業者が事業契約に対する重大な義務違反がないこと。
  - 4 前 3 項の定めに従い運営権が設定され、その効力が発生した場合には、当該効力発生時点における本施設の運営等に関する権利及び責任は県から特定事業者に移転する。また、当該効力発生後直ちに、県は特定事業者に対して運営権の効力発生を証する書面を交付する。
  - 5 運営権の存続期間は、運営開始日から事業契約冒頭第 3 の 1 に定める存続期間の満了日までとする。
  - 6 特定事業者は、第 1 項に基づく運営権の設定後、自らの費用により、PFI 法第 27 条に基づく運営権の登録に必要な手続がある場合にはこれを行うものとし、県はこれに協力するものとする。

## 第2節 指定管理

### 第66条 (指定管理者の指定)

- 1 県は、施設管理条例に基づき、特定事業者を本施設に係る指定管理者に指定し、本施設について施設管理条例に定める業務を行わせる。
- 2 特定事業者は、法令等及び事業契約の定めに従い、指定管理者としての業務を誠実かつ適正に執行しなければならない。

## 第3節 本施設

### 第67条 (本施設の引渡し)

- 1 県は、運営開始予定日（運営開始日が運営開始予定日より遅延する場合は運営開始日）までに、特定事業者による維持管理・運營業務の実施のために、本施設等を特定事業者に引き渡す。
- 2 県の責めに帰すべき事由により運営開始予定日までに本施設等を特定事業者に引き渡すことができなかつた場合又は本施設等の引渡しの遅延により運営開始日が運営開始予定日より遅延した場合、特定事業者は、それによって被った損害の賠償を請求することができる。ただし、特定事業者の責めに帰すべき事由により運営開始日が運営開始予定日より遅延した場合は、この限りではない。

### 第68条 (本施設の一部貸付)

- 1 特定事業者は、本事業の実施に当たり、維持管理・運営期間中において、本施設の一部（以下「貸借部分」という。）を県から借り受けることができるとし、県と特定事業者は、貸借部分について、県指定の様式による賃貸借契約を締結し、特定事業者に対して引き渡す。
- 2 特定事業者は、貸借部分について県から引渡しを受けた後、事業期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもって貸借部分の管理を行うものとする。
- 3 特定事業者は、暴力団員等及びその他の関係者のいずれかに該当する者に対しては 賃貸部分を貸し付けないものとし、賃借人をして、暴力団員等及びその他の関係者のいずれかに該当する者に対しては転貸させないものとする。
- 4 特定事業者は、本事業の実施に当たり、維持管理・運営期間中において、賃貸部分を第三者に貸し付けることができる。ただし、事前に県に当該第三者への貸付について県の書面による承認を得るとともに、当該第三者と定期建物賃貸借契約を締結して、当該第三者に交付した事前説明書及び当該契約書の写しを県に提出しなければならない。なお、当該第三者との契約期間は、次項による第1項で定める賃貸借の期間を超えてはならない。
- 5 前項の賃貸借により特定事業者が収受した賃料は特定事業者の収入とする。

## 第4節 維持管理・運營業務の実施

#### 第69条 （維持管理・運營業務の実施に係る準備）

- 1 特定事業者は、運営開始予定日に先立ち、維持管理・運營業務の実施に必要な人員等（必要な有資格者を含む。）を確保するとともに、維持管理・運營業務に必要な研修、訓練等を行い、業務の実施に習熟させなければならない。
- 2 特定事業者は、要求水準書等に基づき、維持管理・運營業務の実施に関連して、別紙3（モニタリング基本計画）に定める期限までに、別紙3（モニタリング基本計画）で定める書面（事業期間にわたる業務計画書及び各事業年度の年度業務計画書を指し、以下「維持管理・運營業務に係る計画書等」という。）を策定して県に提出し、県の確認を受けなければならない。県は、維持管理・運營業務に係る計画書等が要求水準書等と一致していない場合には、特定事業者に対し補正を命ずることができる。
- 3 特定事業者が、事業契約締結後維持管理・運營業務が完了するまでの間に、維持管理・運營業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県に通知し、県の承諾を得なければならない。県は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、維持管理・運營業務に係る計画書等の変更内容が要求水準書等と一致していない場合には、特定事業者に対し補正を命ずることができる。

#### 第70条 （業務責任者の設置及び変更）

- 1 特定事業者は、要求水準書に従い、維持管理・運營業務の各業務履行の責任者である業務責任者を定め、各業務の開始までに、県に届け出なければならない。
- 2 特定事業者は、前項の業務責任者を変更する必要があるとき、速やかに新たな業務責任者を選出し、県に届け出なければならない。

#### 第71条 （維持管理・運營業務の実施）

- 1 特定事業者は、維持管理・運営期間中、事業契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件及び維持管理・運營業務に係る計画書等に従い、自らの責任及び費用負担において、維持管理・運營業務を実施しなければならない。
- 2 特定事業者は、事業期間中、維持管理・運營業務の実施にあたり、指定管理者として本施設を管理し、本施設について、施設管理条例に定める業務を行う。
- 3 特定事業者は、要求水準書等に従い、維持管理・運營業務の全部又は一部を維持管理企業及び運営企業に委託し又は請け負わせることができる。ただし、主たる維持管理・運營業務を行う維持管理企業及び運営企業は、構成企業でなければならない。
- 4 特定事業者は、維持管理企業及び運営企業が特定事業者から受託し又は請け負った維持管理・運營業務の全部を一括して若しくはその主たる部分を、維持管理企業及び運営企業をして第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
- 5 県は、維持管理企業又は運営企業が特定事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（維持管理・運營業務）」という。）に委任し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、特定事業者に対して、下請負者等（維持管理・運營業務）の名称、下請負者等（維持管理・運營業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

#### 第72条（本施設の追加投資）

- 1 特定事業者は、要求水準を充足する限り、事前に県の書面による承諾を得た上で、自らの責任及び費用負担により、本施設について、そのサービス向上及び収益性の改善・確保に資する追加投資（本施設・設備・備品等の改修・更新及び追加等を含む。以下同じ。）を実施することができる。ただし、次の各号に掲げるものを除く。
  - (1) 本施設の躯体や外観を変更するもの
  - (2) 本施設の外構を大きく変更するもの
  - (3) 県の各種施策に反するもの
  - (4) 事業期間終了後に原状復旧することが難しいもの
  - (5) その他法令等に違反するもの
- 2 特定事業者は、前項に定める追加投資を行った場合、当該追加投資の完了後速やかに、当該追加投資に関する情報を県に対して報告するとともに、必要に応じて県の立会確認を受けるものとする。
- 3 第1項に基づく追加投資の対象部分は、当該追加投資の完了後、当然に県の所有に属するものとし、本施設に含まれ、かつ運営権の効果が及ぶものとする（ただし、法令等上、当該追加投資の対象部分に当初運営権が及ばないと解される場合には、県及び特定事業者は、協議の上、合意により、当該追加投資の対象部分への運営権の設定その他の当該追加投資の対象部分を本事業のために使用するために合理的に必要な措置を講ずる。）。
- 4 県は、必要と認める場合は、特定事業者に対して、第2項の報告に加え、県公有財産台帳等に記載するために必要な情報を追加的に開示するよう求めることができ、特定事業者はこれに従わなければならない。

#### 第73条（県による本施設の追加投資）

- 1 県は、必要と判断した場合は、自らの責任及び費用負担により本施設に係る追加投資を行うことができ、特定事業者はかかる追加投資に最大限協力しなければならない。なお、当該追加投資の対象部分は、当然に本施設に含まれ、かつ運営権の効果が及ぶものとする（ただし、法令等上、当該追加投資の対象部分に当初運営権が及ばないと解される場合には、県及び特定事業者は、協議の上、合意により、当該追加投資の対象部分への運営権の設定その他の当該追加投資の対象部分を本事業に使用するために合理的に必要な措置を講ずる。）。
- 2 県は、前項の規定による追加投資を行う場合は、事前に特定事業者の了解を得るものとする。
- 3 県は、自らの費用負担において、第1項に定める追加投資の実施を特定事業者に求めることができる。この場合、当該追加投資の実施時期、期間及び費用は、県及び特定事業者の協議により決定されるものとし、特定事業者は、当該協議に誠実に応じなければならない。
- 4 第1項に基づき行われる追加投資の内容が、特定事業者に著しい増加費用若しくは業務の増加又は損害が発生する場合、又は第1項に基づき行われる追加投資により特定事業者の利用料金収入が増加することが見込まれる場合には、事前に県と特定事業者が協議し、合意した上で実施する。この際、県は、必要と認める場合には、協議により事業契約の変更を行うことができる。

#### 第74条 （特定事業者の保有資産等の追加投資）

- 1 特定事業者は、要求水準を充足する限り、事前に県の書面による承諾を得た上で、自らの責任及び費用負担により、本事業の実施のために自らが保有する資産等（備品等を含み、以下「保有資産等」という。）について、新規投資、改修及び追加投資を実施することができる。
- 2 特定事業者は、前項の規定に基づき、保有資産等の新規投資、改修又は追加投資を行う場合は、事前に、当該新規投資、改修又は追加投資に関する情報（新規投資、改修又は追加投資の内容・費用等）を県に対して通知する。
- 3 第1項に基づき特定事業者が新規投資、改修又は追加投資を行った保有資産等は、特定事業者の所有物とする。
- 4 特定事業者は、保有資産等に含まれる設備又は什器備品の利用料金を定めるにあたっては、本施設に含まれる設備及び備品に係る利用料金と不合理な差異が生じることがないように配慮するものとする。

#### 第75条 （中長期修繕計画書に基づく修繕業務）

- 1 特定事業者は、維持管理・運営業務のうち、修繕業務の対象範囲や想定時期、想定業務規模等、及び費用分担を示すものとして、要求水準書等及び事業提案書に従い、中長期修繕計画の案を作成する。
- 2 県及び特定事業者は、前項に基づき特定事業者が作成した中長期修繕計画の案について協議の上、合意により、中長期修繕計画を定めるものとする。
- 3 特定事業者は、入札説明書等及び要求水準書並びに前2項に定める中長期修繕計画に従って、修繕業務を行うものとする。
- 4 修繕業務の費用は、特定事業者の負担とする。

#### 第76条 （維持管理・運営業務の業務報告書）

特定事業者は、維持管理・運営業務の履行状況等について、要求水準書等及び別紙3（モニタリング基本計画）の定めに従い、業務報告書を県に提出しなければならない。

## 第8章 自主事業

#### 第77条 （自主事業の実施）

- 1 特定事業者は、事業提案書において特定事業者が行うものとして記載された自主事業の実施について、法令等を遵守して、当該自主事業を行うことを誠実に検討するものとし、県は関係機関との調整等について協力するものとする。
- 2 特定事業者は、前項に基づく自主事業に係る一切の責任及び費用を負担し、また当該自主事業により得られた収入を収受することができるものとする。
- 3 県及び特定事業者は、第1項に基づく自主事業の実施に関し、事業内容が確定後速やかに、別紙5（自主事業の実施に関する協定（自主事業協定）の概要）に定める内容にて自主事業協定を締結するものとする。

#### 第78条 (自主事業の変更及び終了)

- 1 特定事業者は、前条第3項に基づく自主事業協定を締結した日以降に社会情勢の変化等やむを得ない事情がある場合は、当該協定に定められている自主事業の内容の変更又は終了を県に提案することができる。
- 2 県は、前項の提案に係る通知を受領した場合、やむを得ない事由がある場合を除き、変更又は終了に同意するものとする。かかる場合、変更又は終了に必要な費用等は、事業者の負担とする。

### 第9章 サービス購入料及び運営権対価

#### 第79条 (サービス購入料)

- 1 特定事業者は、設計業務の履行にあたり、凶面及び各種計算書、設計・建設費内訳書等を県に提出し確認を得なければならない。県及び特定事業者は、設計業務終了時に、本事業における設計・建設費をその内訳とともに別途書面にて合意する
- 2 県は、別紙6 (サービス購入料の金額と支払スケジュール及び支払手続) に基づき、特定事業者に対し、サービス購入料及びこれに係る消費税等を支払う。

#### 第80条 (運営権対価)

- 1 特定事業者は、第65条 (公共施設等運営権の設定及び効力発生) 第1項の定めに基づき運営権の設定を受けた場合、県に対して、運営権対価及びこれに係る消費税等の支払義務を負担する。
- 2 県及び特定事業者は、事業契約に基づき生ずる権利又は義務を相手方の事前の承諾なく第三者に譲渡し又は承継させることその他相手方の相殺権を害する行為を行ってはならない。

#### 第81条 (プロフィットシェア)

特定事業者は、事業期間中、別紙7 (プロフィットシェアの算定及び支払方法) の定めに基づきプロフィットシェアが発生したときは、同別紙の定めに従い当該プロフィットシェアに係る金額を県に支払う。

### 第10章 表明保証及び誓約

#### 第82条 (特定事業者による表明及び保証)

特定事業者は、事業契約の締結日現在において、県に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 特定事業者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
- (2) 特定事業者は、事業契約を締結し、履行する完全な能力を有し、事業契約上の特定事業者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、特定事業者に対して強制執行可能

であること。

- (3) 特定事業者が事業契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令等及び特定事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。
- (4) 本事業を実施するために必要な特定事業者の能力又は事業契約上の義務を履行するために必要な特定事業者の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、特定事業者に対して係属しておらず、特定事業者の知る限りにおいてその見込みもないこと。
- (5) 事業契約の締結及び事業契約に基づく義務の履行は、特定事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、特定事業者が当事者であり、若しくは特定事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず又は特定事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (6) 特定事業者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
- (7) 特定事業者の資本金と資本準備金の合計額は●円<sup>1</sup>であること。
- (8) 特定事業者の定款に、会社法第 107 条第 2 項第 1 号イに基づく株式の譲渡制限、並びに取締役会、監査役を設置する旨を規定していること。また、特定事業者の定款に、同法 140 条第 5 項ただし書に定める事項についての定めを置いていないこと。
- (9) 特定事業者の定款に、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間（特定事業者の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する 3 月 31 日までの期間）を事業年度とする定めがあること。
- (10) PFI 法第 9 条各号に規定する欠格事由に該当しないこと。

#### 第83条 （特定事業者による誓約事項）

- 1 特定事業者は、事業契約の締結後速やかに（事業契約締結後に締結する予定の契約については当該契約書の調印後速やかに）次の各号に掲げる各書類の写しを県に対して提出し、事業契約締結後事業期間が終了するまでの間、特定事業者について次の各号に掲げる各書類の記載内容が変更された場合、変更後の書類の写しを県に提出しなければならない。
  - (1) 定款
  - (2) 履歴事項全部証明書
  - (3) 印鑑証明書
  - (4) 本事業に関して、特定事業者に融資等を行う金融機関等との間の次に掲げる契約書
    - ア 本事業に関する特定事業者に対する融資等に係る契約書
    - イ 特定事業者が保有する資産（本施設等を除く。）及び特定事業者の発行済株式に対する担保権設定に係る契約書
    - ウ 事業契約その他県と特定事業者の間で締結された契約に基づく特定事業者の契約上の地位及び権利に対する担保権設定に係る契約書
- 2 特定事業者は、事業契約締結後事業期間が終了するまでの間、法令等及び事業契約の定めを

---

<sup>1</sup> 事業提案書に基づき記載する。

遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定事業者は、会社法に基づき設立された株式会社として存続すること。
  - (2) 特定事業者は、事業契約を締結し履行する完全な能力を有し、事業契約上の特定事業者の義務が法的に有効かつ拘束力ある義務であって特定事業者に対して強制執行可能な義務として負担すること。
  - (3) 特定事業者が事業契約を締結し履行することにつき、日本国の法令等及び特定事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践すること。
  - (4) 事業契約の締結及び事業契約に基づく義務の履行が、特定事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、特定事業者が当事者であり若しくは特定事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず又は特定事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないようにすること。
  - (5) 特定事業者の定款の目的を、本事業の遂行に限定すること。
  - (6) 特定事業者は、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、資本金及び資本準備金の合計額を●円以上<sup>2</sup>に維持すること。
  - (7) 特定事業者の定款に、会社法第 107 条第 2 項第 1 号イに基づく株式の譲渡制限、並びに取締役会、監査役を設置する旨を規定していること。また、特定事業者の定款に、同法 140 条第 5 項ただし書に定める事項についての定めを置いていないこと。
  - (8) 特定事業者の定款に、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間（特定事業者の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する 3 月 31 日までの期間）を事業年度とする定めを置くこと。
- 3 特定事業者は、事業契約締結後事業期間が終了するまでの間、県の事前の書面による承諾なくして、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、解散その他会社の基礎の変更
  - (2) 議決権付株式の発行
  - (3) 定款記載の目的の変更及び当該目的の範囲外の行為

#### 第84条 （特定事業者の株式）

- 1 特定事業者が完全無議決権株式を発行する場合、当該株式の発行を受ける者及びその譲受人は、時期を問わず、いずれも次に掲げる全ての条件を満たさなければならない。ただし、次に掲げる全ての条件を満たす者による取得後に、当該取得者が地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当することとなった場合は、この限りでない。
- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (2) 「沖縄県暴力団排除条例」に基づく排除措置を受けていない者であること。
  - (3) 会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (4) PFI 法第 9 条に定める各号に規定する欠格事由に該当しないこと。

---

<sup>2</sup> 事業提案書に基づき記載する。

- 2 特定事業者は、前項及び法令等の規定に従い、時期を問わず、完全無議決権株式を発行し、これを割り当てることができる。特定事業者は、かかる割当てを受けた者から、基本協定書の誓約書を徴求の上あらかじめ県に提出させるものとし、また、前項に掲げる条件を満たした上で割当てを受けていることを誓約させるとともに、割当て先等、県が必要とする情報を速やかに報告するものとする。
- 3 県及び特定事業者は、完全無議決権株式が、時期を問わず、譲渡、担保提供その他の処分を行うことができるものであることを確認する。特定事業者は、完全無議決権株式についてかかる処分が行われる場合は、当該完全無議決権株式の譲渡を行った者をして、その譲受人から、基本協定書の誓約書を徴求の上あらかじめ県に提出させるものとし、また、第1項に掲げる条件を満たした上で当該譲渡を行っていることを誓約させるとともに、譲渡先等、県が必要とする情報を速やかに報告するものとする。
- 4 特定事業者は、前条第3項の規定にかかわらず、時期を問わず、議決権付株式を発行し、基本協定書に基づきあらかじめ認められた者以外の者にこれを割り当てるときには、県の事前の書面による承認を得なければならない。
- 5 特定事業者が本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、構成企業が保有する特定事業者の議決権付株式の全部又は一部を、金融機関等に対して譲渡し又は当該議決権付株式の全部又は一部に担保権を設定する場合、事前に、その旨を県に書面で通知し承諾を得なければならない。また、この場合、特定事業者は、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しを、契約締結後速やかに県に提出しなければならない。
- 6 特定事業者は、代表企業を変更することはできない。ただし、運営開始日以降に、県の事前の書面による承認を得た場合を除く。

#### 第85条（契約上の地位譲渡）

- 1 特定事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、県の事前の書面による承諾なくして、事業契約その他県と特定事業者の間で締結された契約に基づく特定事業者の契約上の地位及び権利義務につき、譲渡、担保提供その他の処分（放棄を含む。）を行うことはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、県は、特定事業者から、事業提案書に規定された融資に関連して当該金融機関等のために、事業契約その他県と特定事業者の間で締結された契約に基づく特定事業者の契約上の地位及び権利に担保権を設定することについての承諾の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出され、かつ、第116条（金融機関等との協議）に基づく協定書が県と当該金融機関等との間で県の合理的に満足する内容（相殺を含む県の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後を問わず、担保権者に対抗できることを含む。）にて締結されているときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしない。

#### 第86条（運営権の譲渡等）

- 1 特定事業者は、県の事前の書面による承諾なくして、運営権につき、譲渡、担保提供その他の処分（放棄を含む。）を行うことはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、県は、特定事業者から、運営権の譲渡の申請があった場合、新た

に特定事業者となる者の欠格事由や入札説明書等適合性の審査等、特定事業者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合であり、かつ、当該譲渡後においても運営権の存続期間の満了日まで本事業を安定的に実施継続可能であると認めたとときに限り、PFI 法第 26 条第 2 項に基づく許可を行うものとする。なお、県は、当該許可を与えるにあたり、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 譲受人が、本事業における特定事業者の事業契約上の地位を承継し、事業契約に拘束されることについて、県に対して承諾書を提出すること。
- (2) 譲受人が、特定事業者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位並びに権利の譲渡を受けること。
- (3) 譲受人の全ての株主が、県に対して基本協定書に定める出資者保証書又は誓約書と同様の内容の誓約書を提出すること。

3 第 1 項の規定にかかわらず、県は、特定事業者から、本事業のための融資を行う金融機関等のために、運営権に抵当権を設定する旨の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出され、かつ、第 116 条（金融機関等との協議）に基づく協定書が県と当該金融機関等との間で県の合理的に満足する内容にて締結されているときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしないものとする。

#### 第87条 （特定事業者の兼業禁止）

特定事業者は、県の事前の書面による承諾なくして、本事業に係る業務並びに県及び特定事業者が別途合意する委託業務以外の業務を行ってはならない。

### 第 11 章 責任及び損害等の分担

#### 第88条 （責任及び損害等の分担原則）

- 1 特定事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負う。
- 2 特定事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、特定事業者の本事業の実施に関する県による承認、確認若しくは立会い又は特定事業者からの県に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる事業契約上の特定事業者の責任をも免れず、当該承認、確認若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明を理由として、県は何ら責任を負担しない。
- 3 事業契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に関する一切の費用は、全て特定事業者が負担する。

#### 第89条 （政策変更）

- 1 事業契約の締結後に国又は県による政策が変更又は決定（以下この条において「政策変更」という。）されたことにより、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「政策変更通知」という。）により、特定事業者は県に対して直ちに通知する。
  - (1) 要求水準書等に規定された条件に従って、設計・建設業務又は開業準備業務の全部又は一

部を行うことができなくなったとき。

(2) 要求水準書等に規定された条件に従って、維持管理・運營業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。

(3) 事業契約の履行のための費用が増加するとき。

2 県及び特定事業者は、事業契約に基づく自己の義務の履行が適用される政策に違反することとなった場合には、履行期日における当該自己の義務の履行が適用される政策に違反する限りにおいて、その履行義務を免れる。ただし、県及び特定事業者は当該政策変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努める。

3 県及び特定事業者は、政策変更通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、当該政策変更に対応して本事業を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更及び追加費用の負担方法について協議する。

4 前項に定める協議の開始日から 120 日以内に協議が整わない場合には、県が当該政策変更に対する対応方法を特定事業者に通知し、特定事業者は当該対応方法に従い本事業を継続する。この場合において、特定事業者に生じた追加費用のうち発生防止手段を特定事業者が講じることが合理的に期待できなかつたと県が認めるものは県が負担する。

#### 第90条 (法令改正)

1 事業契約の締結後に法令等の改正又は制定（以下「法令改正」という。）により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「法令改正通知」という。）により、特定事業者は県に対して直ちに通知する。

(1) 要求水準書等に規定された条件に従って、設計・建設業務又は開業準備業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。

(2) 要求水準書等に規定された条件に従って、維持管理・運營業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。

(3) 事業契約の履行のための費用が増加するとき。

2 県及び特定事業者は、事業契約に基づく自己の義務の履行が適用される法令等に違反することとなった場合には、履行期日における当該自己の義務の履行が適用される法令等に違反する限りにおいて、その履行義務を免れる。ただし、県及び特定事業者は当該法令改正により相手方に発生する損害を最小限にするように努める。

3 県及び特定事業者は、法令改正通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、当該法令改正に対応して本事業を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更及び追加費用の負担方法について協議する。

4 前項に定める協議の開始日から 120 日以内に協議が整わない場合には、県が当該法令改正に対する対応方法を特定事業者に通知し、特定事業者は当該対応方法に従い本事業を継続する。この場合において、本事業の継続に要する費用の増加の負担に関する取扱いは、事業契約に別段の定めがある場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。なお、県は、特定事業者に生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。

(1) 特定法令改正により特定事業者に生じた追加費用のうち、追加費用の発生防止手段を特定事業者が講じることが合理的に期待できなかつたと県が認めるものは県が負担する。

- (2) 法令改正により特定事業者が生じた追加費用のうち、前号に従い県が負担する追加費用以外の追加費用は特定事業者が負担する。

#### 第91条 (税制改正)

- 1 事業契約の締結後に設計・建設業務、開業準備業務又は維持管理・運営業務に影響を及ぼす税制の改正又は制定があったことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「税制改正通知」という。）により、特定事業者は県に対して直ちに通知する。
- 2 前条（法令改正）第4項の規定にかかわらず、県及び特定事業者は、税制改正通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、次の各号に掲げる取扱いに従い、当該税制等の改正又は制定に対応するために速やかに追加費用の負担について協議する。
  - (1) 特定事業者の利益に課せられる税制の改正又は制定による追加費用は、特定事業者の負担とする。
  - (2) 前号に定める以外の税制の改正又は制定による追加費用は、県の負担とする。
- 3 前項に定める協議の開始日から120日以内に協議が整わない場合には、県は、当該税制改正により特定事業者が生じた追加費用のうち、追加費用の発生防止手段を特定事業者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認めるものを負担する。なお、県は、特定事業者が生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない。
- 4 前各項の規定にかかわらず、設計・建設費又はサービス購入料に係る消費税等の税率変更による追加費用については県の負担とし、運営権対価に係る消費税等の税率変更による追加費用については特定事業者の負担とする。

#### 第92条 (不可抗力)

- 1 事業契約の締結後に不可抗力により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「不可抗力通知」という。）により、特定事業者は県に対して直ちに通知する。
  - (1) 要求水準書等に規定された条件に従って、設計・建設業務又は開業準備業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
  - (2) 要求水準書等に規定された条件に従って、維持管理・運営業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
  - (3) 事業契約の履行のための費用が増加するとき。
  - (4) 特定事業者から県への本施設等の引渡前に、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたとき。
- 2 県は、前項第4号の規定による不可抗力通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同号の損害（特定事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び事業契約の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この項において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を特定事業者に通知しなければならない。この場合において、特定事業者は、第5項に規定する費用を除き、この項前段の規定により確認された損害に対応する費用（特定事業者の判断による建設工事の加速に要する費用を含む。）を負担する。
- 3 県及び特定事業者は、不可抗力通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合において、

事業契約に基づく自己の債務が当該不可抗力により履行不能となったときは、履行期日及び当該不可抗力の影響の継続期間中における当該債務（金銭債務を除く。）の履行義務を免れる。ただし、県及び特定事業者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするように努める。

- 4 特定事業者は、不可抗力通知を県に送付し又は県から受領した場合には、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、本施設等（維持管理・運営期間中は本施設）に生じた損害の復旧その他要求水準書に従った対応を実施する。この場合において、当該不可抗力の発生に伴い、法令等を踏まえ県から必要な対応方法の通知がある場合には、当該対応方法に従うものとする。
- 5 県は、設計・建設業務の実施期間中の不可抗力により本施設等に生じた損害については、事業契約に従い、当該不可抗力により県が設計条件を変更する必要があると認めた場合における設計・建設費の追加費用を負担する。また、県は、事業期間中に発生した不可抗力により本事業の遂行が相当期間にわたって不可能又は著しく困難となり、かつ、当該不可抗力の発生前において特定事業者により予見できず、又はその増加費用の発生の防止手段を講ずることが合理的に期待できなかつたと県が認める場合、当該不可抗力により発生した追加費用を負担する。ただし、不可抗力により生じる損害等について、特定事業者が保険を付していた場合はこの限りでないものとする。
- 6 県及び特定事業者は、不可抗力通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、前項に定める設計・建設費の追加費用又は本施設等（維持管理・運営期間中は本施設）に生じた損害に係る追加費用又は復旧費用の負担方法、その他当該不可抗力に対応して本事業を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更について協議する。
- 7 前項に定める協議の開始日から 60 日以内に協議が整わない場合には、県が当該不可抗力に対する対応方法を特定事業者へ通知し、特定事業者は当該対応方法に従い本事業を継続する。

#### 第93条 （損害賠償責任）

- 1 県及び特定事業者は、相手方が事業契約に定める義務に違反したことにより自らに損害が発生した場合には、相手方に対して損害賠償を請求することができる。
- 2 特定事業者が本事業の実施に際し、第三者に損害を及ぼした場合には、直ちにその状況を県に報告する。
- 3 事業契約に別段の定めがある場合を除き、特定事業者は、その責めに帰すべき事由により生じた前項に定める第三者の損害を、当該第三者に対して賠償しなければならない。
- 4 県が、前項の規定により特定事業者が賠償すべき損害を第三者に対して賠償した場合、特定事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。特定事業者は、県からの請求を受けた場合には、直ちに支払わなければならない。
- 5 前項の場合その他本事業の実施に関し第三者との間に紛争を生じた場合においては、県及び特定事業者が協力してその処理解決にあたるものとする。

## 第 12 章 事業契約の終了及び終了に伴う措置

#### 第94条 （事業期間）

事業契約に基づく本事業の実施期間は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業契約冒頭第3の1に定める日に始まり、事業契約冒頭第3の1に定める運営権の存続期間の満了日又は事業契約の全部が解除された日に終了する期間（以下「事業期間」という。）とする。

#### 第95条 （特定事業者事由による解除）

1 事業契約締結後事業期間が終了するまでの間に、次の各号に掲げる事由が発生した場合、県は、特定事業者に対して書面により通知した上で、事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号に規定する事由が生じたとき。
- (2) 特定事業者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について特定事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（特定事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
- (3) 特定事業者が事業契約に基づいて県に提出した報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
- (4) 事業契約に別段の定めがある場合を除き、特定事業者が運営権対価を支払期限を過ぎても支払わないとき。
- (5) 別紙3（モニタリング基本計画）に定める解除事由が発生したとき。
- (6) 構成企業又は協力企業が基本協定書第 11 条（談合その他の不正行為による事業契約の不締結等）第 1 項各号又は第 12 条（暴力団の排除に係る事業契約の不締結等）第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- (7) 特定事業者が沖縄県工事請負契約約款第 48 条第 1 項第 11 号に該当するとき。
- (8) 特定事業者が、①正当な理由なく、事業契約に従い各業務に着手すべき期日を過ぎても各業務に着手しないとき、②事業契約に定める設計・建設期間内に完成しないとき若しくは設計・建設期間経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みがないと認められるとき、又は③特定事業者の責めに帰すべき事由により特定事業者の財務状況が著しく悪化し、特定事業者が事業契約に基づき本事業を継続的に実施することが困難であると県が合理的に認めたとき。
- (9) 維持管理・運営期間中、事業計画を大幅に下回る事業年度決算が複数年度にわたって続き、事業期間にわたって回復の見込みがないと県が判断したとき。
- (10) 維持管理・運營業務に必要な許認可が取り消されたことにより本事業が実施不能となったとき。
- (11) 特定事業者を本施設の指定管理者とする指定が地方自治法第 244 条の 2 第 11 項により取り消されたとき。
- (12) 特定事業者の役員のうち次のいずれかに該当する者がいることが判明したとき。運営権者の親会社等（PFI 法第 9 条第 4 号に規定する親会社等をいう。）の役員についても同様とする。
  - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り

扱われている者

- ウ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- エ 暴力団員等及びその他の関係者に該当する者
- オ 運営権者が運営権を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内に当該運営権者の役員であった者で、その取消しの日から5年を経過しない者
- カ 事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者

(13) 特定事業者について手形取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされたとき。

(14) 前各号に掲げる場合のほか、特定事業者が事業契約に違反し（ただし、県から30日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は事業契約の履行が不能となった場合に限り）、その違反により事業契約の目的を達することができないと県が認めたとき。

2 次の各号に掲げる者が事業契約を解除した場合は、前項の規定により事業契約が解除された場合とみなす。

- (1) 特定事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人
- (2) 特定事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人
- (3) 特定事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

3 第101条（運営権及び指定管理者の指定の取消し）に基づく運営権の取消しについて、行政手続法その他適用法令等の規定により聴聞が必要である場合には、前項に基づく解除に先立ち聴聞を実施するものとする。

4 県は、本施設の竣工確認済書を特定事業者に交付する前に、特定事業者ないし民間収益事業者の責めに帰すべき事由により、民間収益事業に関して民間収益事業者と締結した土地売買契約又は事業定期借地権設定契約のいずれか又は全てを解除した場合は、本契約を解除できるものとする。ただし、特定事業者に対する本施設の竣工確認済書の交付後においては、土地売買契約の買戻期間終了後、県は、上記土地売買契約又は定期借地権設定契約の解除を理由として本契約を解除できないものとする。

#### 第96条（県の任意による解除、県事由による解除）

1 県は、本施設等を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合又はその他県が合理的に必要と認める場合には、6ヶ月以上前に特定事業者に対して通知することにより、事業契約の全部又は一部を解除することができる。

2 県の責めに帰すべき事由により、県が事業契約上の県の重大な義務に違反し、本事業の実施が著しく困難になった場合において、特定事業者から150日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正され

ないとき又は事業契約の履行が不能となったときは、特定事業者は、解除事由を記載した書面を県に送付することにより、事業契約の全部又は一部を解除することができる。

#### 第97条（合意解除）

県及び特定事業者は、合意により事業契約を終了させることができる。この場合、事業契約に別段の定めがある場合を除き、解除の効果については県及び特定事業者の合意により決定する。

#### 第98条（法令改正・不可抗力による解除）

事業契約の締結後における法令改正又は不可抗力の発生により、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、県又は特定事業者は、相手方と協議の上、事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本事業の継続が困難と判断したとき。
- (2) 事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断したとき。

#### 第99条（本施設等の引渡前の解除）

- 1 解除事由の如何を問わず、本施設等が完成検査を経て特定事業者から県に引き渡される前に当該本施設等に係る事業契約が解除された場合において、本施設等の出来形部分が存在するときは、県は、本施設等の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分（以下この項において「合格部分」という。）の引渡しを受けて、合格部分に相応する設計・建設費を一括又は分割により特定事業者に支払う。
- 2 前項の場合において、県は、必要があると認められるときは、その理由を特定事業者に通知して出来形部分を最小限度破壊して検査することができ、当該検査及び復旧に直接要する費用は、特定事業者の負担とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本施設等が完成検査を経て特定事業者から県に引き渡される前に第95条（特定事業者事由による解除）の規定により事業契約が解除された場合において、原状回復することが社会通念上合理的であつて県が請求したときには、特定事業者は、本施設等に係る事業用地を原状回復の上、県に返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、特定事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の措置を講じないときは、県は、特定事業者に代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を特定事業者に求償することができる。この場合、特定事業者は、県の処分について異議を申し出ることができない。

#### 第100条（本施設等の引渡後の解除）

県及び特定事業者は、事業契約に従い本施設等が完成検査を経て特定事業者から県に引き渡された後は、事業契約のうち設計・建設期間に係る部分を解除することができず、開業準備業務開始後の部分のみを解除することができる。

#### 第101条（運営権及び指定管理者の指定の取消し）

前条（本施設等の引渡後の解除）に基づき事業契約の全部又は一部が解除された場合であって運営権の設定及び指定管理者の指定がなされている場合は、PFI法第29条第1項の規定に従い、県は解除された本施設に係る運営権を取り消し、かつ、本施設に係る指定管理者の指定を取り消すものとする。ただし、運営開始日までに事業契約の全部又は一部が解除された場合であって運営権の設定及び指定管理者の指定がなされている場合は、本施設に係る第65条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）第1項に定める運営権の設定及び第66条（指定管理者の指定）に定める指定管理者の指定は、効力を生じない。

#### 第102条（事業終了時の引継ぎ等）

- 1 特定事業者は、理由の如何を問わず、運営権の終了（存続期間の満了による終了を含む。以下同じ。）に際して、要求水準書等に従って引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。
- 2 事業契約に別段の定めがある場合を除き、特定事業者は自らの費用負担において、当該引継ぎ準備、引継ぎ、退去等を行わなければならない。

#### 第103条（利用料金の引継ぎ等）

- 1 利用料金収入は、本施設の利用に供する年度の会計に属するものとする。
- 2 利用料金収入のうち、本施設の利用に供する年度が運営権の終了後となるものについては、前受金として、特定事業者は、県又は県の指定する者に引き継がなければならない。

#### 第104条（本施設の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償）

- 1 特定事業者は、理由の如何を問わず、運営権の終了に際して、本施設が要求水準書に適合した状態で県に本施設を引き渡さなくてはならない。県及び特定事業者は、かかる引渡しに先立ち、本施設の検査を行い、これが要求水準書に適合した状態であることにつき双方合意の上で、かかる引渡しを行うものとする。県は、運営権の終了に際して、追加投資の対象部分に係る補償を行わないものとする。
- 2 第1項に基づき引き渡された本施設につき、その運営期間中において既に存在していた契約不適合（ただし、運営開始日において既に存在していたものを除く。また、第72条（本施設の追加投資）に定める追加投資、第75条（中長期修繕計画書に基づく修繕業務）に定める修繕業務及び第22条（事業終了時のモニタリング）に定める修繕を行った上で生じる経年劣化は含まれない。この項において以下同じ。）があるときは、当該運営権の終了日から1年以内に県が特定事業者に通知した場合については、特定事業者は修補等により生じた費用を負担するものとする。
- 3 前項により通知されたものを除き、第1項に基づき引き渡された本施設につき契約不適合があった場合、特定事業者は県に対して一切責任を負わない。

#### 第105条（事業契約終了による特定事業者所有資産の取扱い）

- 1 運営権の終了に際して、特定事業者の所有する各資産については以下のように取り扱う。なお、いずれの場合においても、県又は県の指定する者が資産を買い取る場合、特定事業者は、

当該資産を引き渡すまで、善良な管理者の注意義務をもってこれを保管するものとする。

- (1) 本事業の実施のために特定事業者が保有する資産は、全て特定事業者の責任において処分しなければならない。ただし、県又は県の指定する者が必要と認めた場合には、特定事業者は、当該資産を簿価で県又は県の指定する者に売却しなければならない。
  - (2) 前号の規定にかかわらず、第74条（特定事業者の保有資産等の追加投資）に定める保有資産等であって、当該保有資産等に係る追加投資に先立ち、県が当該追加投資を行うことに同意し、本号に基づく買取の対象とすることを特定事業者に通知したものについては、県は、自ら又は県の指定する者をして本施設の運営権の終了時点における簿価相当額でこれを買取り、特定事業者はこれを売り渡すものとする。
- 2 前項各号に基づき県又は県の指定する者による資産の買取が行われる場合において、当該買取者が必要と認めた場合には、特定事業者は、当該資産に関連して自らが締結している契約を当該買取者に承継するために必要な措置を講ずる。
- 3 第1項各号に基づき県又は県の指定する者による資産の買取が行われる場合において、県又は県の指定する者による特定事業者への各買取対価の支払は、県又は県の指定する者が本施設の引渡しを受けた日又は第1項各号に基づき買い取った資産の引渡しを受けた日のいずれか遅い日から6ヶ月を経過した日以降速やかに行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、県又は県の指定する者が次項に定める契約不適合責任に基づき損害賠償請求を行った場合、県又は県の指定する者は、各買取対価の支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、県又は県の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、各買取対価の支払を拒むことができる。
- 4 前条（本施設の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償）第2項及び第3項の規定は、前3項により県又は県の指定する者が買い受けた資産について準用する。

#### 第106条（違約金）

- 1 第95条（特定事業者事由による解除）の規定により事業契約が解除された場合には、特定事業者は、次の各号に掲げる解除時点の区分に応じて、当該各号に定める額を違約金として県の指定する期限までに支払わなければならない。
  - (1) 本施設等の引渡前  
設計・建設費（消費税等を含まない。）の10%に相当する金額
  - (2) 本施設等の引渡後  
残存期間運営権対価（運営権対価（消費税等を含まない。）を運営権効力発生日から起算した存続期間の総日数で均等割付配分した金額に、事業契約の解除日の翌日から運営権の存続期間の満了日までの期間の日数を乗じて得られる金額をいう。）の10%に相当する金額
- 2 前項の場合において、特定事業者は、当該解除に起因して県が被った相当因果関係の範囲内にある損害額（第102条（事業終了時の引継ぎ等）に基づく引継ぎを行う先の選定及び当該引継ぎ先への引継ぎに関して県が負担する一切の費用を含む。）が違約金の額を上回るときは、その差額を、県の請求に基づき支払わなければならない。

- 3 第1項の場合において、第27条（契約の保証）の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、県は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

#### 第107条（損害賠償等）

- 1 第96条（県の任意による解除、県事由による解除）第1項の規定により事業契約が解除された場合には、PFI法第30条の規定に基づき、特定事業者は、当該解除に起因して特定事業者が生じた合理的な範囲の費用（ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む。）及び損失の補償を求めることができる。
- 2 第98条（法令改正・不可抗力による解除）の規定により事業契約が解除された場合には、当該解除に起因して県又は特定事業者が生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。ただし、当該解除までに生じた費用のうち第90条（法令改正）第4項第1号及び第92条（不可抗力）第5項に定める費用並びに当該解除に起因して特定事業者が生じた合理的な範囲の費用（ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む。）については県の負担とする。
- 3 前2項にかかわらず、事業契約が解除された場合の追加投資の対象部分及び特定事業者の保有資産等の取扱いは第104条（本施設の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償）第2項及び第105条（事業契約終了による特定事業者所有資産の扱い）の規定によるものとし、同各規定による補償又は買取対価の支払のほかに、県は、追加投資の対象部分及び特定事業者の保有資産等について事業契約の解除までに特定事業者が生じた費用を負担しないものとする。

#### 第108条（事業終了後の解散及び債務引受）

- 1 特定事業者は、事業契約の事業期間終了時点においてもなお特定事業者が事業契約に基づく金銭債務を負担すると県が合理的に認める場合には、県の事前の書面による承諾なくして、当該金銭債務の支払が完了するまで、解散等を行ってはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、特定事業者は、事業契約の事業期間終了後、特定事業者が事業契約に基づき負担する金銭債務は第104条（本施設の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償）第3項に基づく費用の支払債務のみであると県が合理的に認める場合には、60日前までに県に対して通知の上、解散等を行うことができる。かかる場合、県は、代表企業に対して当該代表企業が当該支払債務を引き受けるよう求めることができる。

### 第13章 知的財産権

#### 第109条（著作権の帰属）

県が、本事業の募集段階において又は事業契約に基づき、特定事業者に対して提供した情報、書類及び図面等（県が著作権を有しないものを除く。）の著作権は、県に帰属する。

#### 第110条（成果物の利用）

- 1 県は、成果物について、県の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、そ

の利用の権利及び権限は、事業契約の終了後も存続する。

- 2 成果物及び本施設等のうち著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものに係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（以下「著作権者の権利」という。）の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 特定事業者は、県が成果物及び本施設等を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作者（特定事業者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又はさせてはならない。
  - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本施設等の全部若しくは一部の内容を自ら公表し若しくは広報に使用し又は県が認めた公的機関をして公表させ若しくは広報に利用させること。
  - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡すること。
  - (3) 必要な範囲で、県又は県が委託する第三者をして成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
  - (4) 本施設等を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
  - (5) 事業契約の終了後に、本施設等を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し又は取り壊すこと。
- 4 特定事業者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合及び法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により次に掲げる行為を行う場合は、この限りではない。
  - (1) 成果物及び本施設等の内容を公表すること。
  - (2) 本施設等に特定事業者の実名又は変名を表示すること。
  - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡すること。

#### 第111条（著作権等の譲渡禁止）

特定事業者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び本施設等に係る著作権者の権利を第三者に譲渡し若しくは継承し又は譲渡させ若しくは継承させてはならない。ただし、県の事前の書面による承諾を得た場合を除く。

#### 第112条（第三者の有する著作権の侵害防止）

- 1 特定事業者は、成果物及び本施設等が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを県に対して保証する。
- 2 特定事業者は、成果物又は本施設等のいずれかが第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し又は必要な措置を講ずる。

#### 第113条（第三者の知的財産権等の侵害）

- 1 特定事業者は、事業契約の履行にあたり、前条（第三者の有する著作権の侵害防止）のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（以下この条におい

て「知的財産権等」という。)を侵害しないこと並びに特定事業者が県に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを県に対して保証する。

- 2 特定事業者が事業契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し又は特定事業者が県に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、特定事業者は、特定事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して県に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、県に対して補償及び賠償し又は県が指示する必要な措置を講ずる。ただし、特定事業者の当該侵害が、県の特に指定する工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

#### 第114条 (知的財産権の対象技術の使用)

特定事業者は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、県が当該技術等の使用を指定した場合であって特定事業者が当該知的財産権の存在を知らなかったときは、県は、特定事業者がその使用に関して要した費用を負担する。

## 第14章 雑 則

#### 第115条 (秘密保持義務)

- 1 県及び特定事業者は、相手方の事前の書面による承諾なくして、事業契約に関する情報(本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。)を第三者に開示してはならず、事業契約の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、①既に自ら保有していた情報、②既に公知の事実であった情報、③その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及び④その取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、県及び特定事業者は、次に掲げる場合に限り、事業契約に関する情報を開示することができる。
  - (1) 当該情報を知る必要のある県又は特定事業者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、県及び特定事業者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
  - (2) 当該情報を知る必要のある構成企業、業務委託請負先若しくは本事業に関して特定事業者が融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、県及び特定事業者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
  - (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関(金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。)の命令により開示を求められた情報を開示する場合
- 3 この条の規定は、県及び特定事業者による事業契約の完全な履行又は事業契約の終了にかかわらず、有効に存続する。

#### 第116条（金融機関等との協議）

県は、必要と認めた場合には、本事業に関して特定事業者に融資等を行う金融機関等との間で、次の各号に掲げる事項その他本事業の継続的実施の確保に必要な事項について、当該金融機関等との間で協定書を締結する。

- (1) 金融機関等が本事業のための融資に関して締結した契約（以下この条において「融資関連契約」という。）に定める融資実行前提条件の不充足、期限の利益喪失事由の発生その他協定書において合意する事項が発生した場合における金融機関等から県への通知及び一定期間の事前協議の実施
- (2) 事業契約における解除事由の発生、事業契約に基づく特定事業者に対する損害賠償請求その他協定書において合意する事項が発生した場合における県から金融機関等への通知及び一定期間の事前協議の実施
- (3) 融資関連契約に基づく特定事業者に対する債権を担保するための、特定事業者の議決権付株式、本施設に係る運営権、事業契約上の特定事業者の地位その他の担保目的物に対する担保権の設定、対抗要件具備及び実行に関する条件

#### 第117条（遅延利息・相殺）

- 1 県又は特定事業者が、事業契約その他県と特定事業者の間で締結された契約等に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（以下この条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、県については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、特定事業者については、国の債権に関する遅延利息の率に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方当事者に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。
- 2 県は、事業契約その他県と特定事業者の間で締結された契約に基づいて生じた特定事業者に対する債権及び債務を、法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。

#### 第118条（事業契約の変更）

事業契約は、県及び特定事業者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

#### 第119条（準拠法・管轄裁判所）

- 1 事業契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。
- 2 事業契約に関連して発生した全ての紛争は、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第120条（通知方法・計量単位・期間計算・休日調整等）

- 1 事業契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び解除は、原則として、相手方に対する書面をもって行われなければならない。県及び特定事業者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手

方に対して別途通知する。

- 2 事業契約の履行に関して県と特定事業者の間で用いる計算単位は、要求水準書等又は設計図書に別段の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによる。
- 3 事業契約の履行に関する期間の定めについては、要求水準書等又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法及び商法の定めるところによる。
- 4 特定事業者が事業契約に基づき保管し又は保存すべき文書の取扱い及び期間については、県の文書管理規程に従う。
- 5 事業契約の履行に関して県と特定事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

#### 第121条（疑義に関する協議）

要求水準書等及び設計図書に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は要求水準書等及び設計図書の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、本事業のガバナンスの枠組を活用して、県及び特定事業者が誠実に協議してこれを解決する。

以 上

## 定義集

- (1) 「維持管理・運営期間」とは、事業契約冒頭第3の1に定める維持管理・運営業務を実施する期間をいう。
- (2) 「維持管理・運営業務」とは、維持管理業務及び運営業務の総称をいう。
- (3) 「維持管理・運営業務に係る計画書等」とは、第69条（維持管理・運営業務の実施に係る準備）第1項に定義する意味を有する。
- (4) 「維持管理業務」とは、要求水準書第1の2ウ(オ)に定める維持管理業務をいう。
- (5) 「運営開始日」とは、第65条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）第3項に定義する意味を有する。
- (6) 「運営開始予定日」とは、維持管理・運営業務の開始予定日（令和●年●●月●●日）をいう。
- (7) 「運営業務」とは、要求水準書第1の2ウ(カ)に定める運営業務をいう。
- (8) 「運営権」とは、本施設に対して設定されるPFI法第2条第7項に定義される公共施設等運営権をいう。
- (9) 「開業準備業務」とは、要求水準書第1の2ウ(エ)に定める開業準備業務をいう。
- (10) 「開業準備業務に係る計画書等」とは、第61条（開業準備業務の実施に係る準備）第1項に定義する意味を有する。
- (11) 「開業準備費」とは、特定事業者による開業準備業務の実施に要する費用をいう。
- (12) 「会社更生法」とは、会社更生法（平成14年法律第154号）をいう。
- (13) 「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号）をいう。
- (14) 「完成検査」とは、第58条（完成検査及び引渡し）第2項に定める建設工事の完成を確認するための検査をいう。
- (15) 「完成図書」とは、完成図、施工計画書、施工図、完成写真及び保全に関する資料をいう。
- (16) 「完全無議決権株式」とは、特定事業者の発行する株式で、議決権付株式に該当しない株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。
- (17) 「議決権付株式」とは、特定事業者の発行する株式で、一定の条件で議決権を有することとなる株式、及び、取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む、議決権を有する株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。
- (18) 「基本協定書」とは、県と落札者のうち代表企業、構成企業及び協力企業者との間で令和●年●●月●●日付けで締結された沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業基本協定書をいう。
- (19) 「行政手続法」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）をいう。
- (20) 「業務委託請負契約」とは、特定事業者及び業務委託請負先との間で締結される本事業に係る各業務の全部又は一部に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれら

に替わる覚書等をいう。

- (21) 「業務委託請負先」とは、本事業に係る各業務の全部又は一部を特定事業者から直接受託し又は請け負う構成企業又は協力企業をいう。
- (22) 「業務責任者」とは、第 29 条（業務責任者の設置及び変更）第 1 項に定義する意味を有する。
- (23) 「協力企業」とは、落札者を構成する企業のうち、特定事業者に出資しない企業をいう。
- (24) 「国の債権に関する遅延利息の率」とは、国の債権に関する遅延利息の率（昭和 32 年大蔵省告示第 8 号）をいう。
- (25) 「計画地」とは、要求水準書等に定める本事業の事業対象区域をいう。
- (26) 「契約不適合」とは、第 60 条（契約不適合責任）第 1 項に定義する意味を有する。
- (27) 「計量法」とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）をいう。
- (28) 「県」とは、事業契約冒頭に定義されるものをいう。
- (29) 「健康保険法」とは、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）をいう。
- (30) 「建設企業」とは、業務委託請負先として建設業務を実施する企業をいう。
- (31) 「建築基準法」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- (32) 「建設業法」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）をいう。
- (33) 「建設業務」とは、要求水準書第 1 の 2 ウ(ウ)に定める建設業務をいう。
- (34) 「建築士法」とは、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）をいう。
- (35) 「工事監理企業」とは、業務委託請負先として建設企業のうち工事監理業務を実施する企業をいう。
- (36) 「工事監理業務」とは、建設業務のうち要求水準書第 3 の II 2 (3) イに定める工事監理業務をいう。
- (37) 「工事用地等」とは、第 44 条（工事用地の確保等）第 1 項に定義する意味を有する。
- (38) 「構成企業」とは、落札者を構成する企業のうち、特定事業者に出資する企業をいう。
- (39) 「厚生年金保険法」とは、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）をいう。
- (40) 「雇用保険法」とは、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）をいう。
- (41) 「サービス購入料」とは、事業契約の定めに従い、特定事業者による設計・建設業務及び開業準備業務の実施の対価として、県が特定事業者に対し支払債務を負担する費用をいう。
- (42) 「時価」とは、各資産の価値として当該資産の買取時において県及び特定事業者が合意する客観的で公平な方法（直近の帳簿価格による場合、県及び特定事業者が同意する公認会計士、不動産鑑定士等の専門家による評価による場合等）により定められた価格をいう。
- (43) 「事業契約」とは、この契約をいう。
- (44) 「事業期間」とは、第 94 条（事業期間）に定義する意味を有する。
- (45) 「事業提案書」とは、落札者が、令和●年●●月●●日付けで提出した本事業の実施に係る事業提案書一式をいう。
- (46) 「事業年度」とは、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間を

いう。ただし、事業契約締結年度にあつては、事業契約の締結日から次に到来する3月31日までの期間をいい、事業期間の開始年度にあつては、運営開始日から次に到来する3月31日までの期間をいう。

- (47) 「自主事業」とは、事業提案書に基づき、特定事業者が公共施設の価値を高め、特定事業と連携し実施することによって、相乗効果の発現が期待される事業を任意で実施することができる事業をいう。
- (48) 「自主事業実施企業」とは、自主事業を実施する企業をいう。
- (49) 「施設管理条例」とは、本施設等の設置及び管理に関する事項について、県が地方自治法第244条の2第1項に基づいて定める条例をいう。
- (50) 「事前調査業務」とは、設計業務のうち、要求水準書第3のI2(1)イに定める事前調査業務をいう。
- (51) 「下請負者等」とは、第33条（建設企業による業務実施及び下請の制限等）第5項に定義する意味を有する。
- (52) 「下請負者等（建設業務）」とは、第33条（建設企業による業務実施及び下請の制限等）第5項に定義する意味を有する。
- (53) 「下請負者等（設計業務）」とは、第31条（設計企業による業務実施及び一括再委託等の禁止）第5項に定義する意味を有する。
- (54) 「実施体制図等」とは、第9条（本事業の実施体制等）第2項に定義する意味を有する。
- (55) 「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2第3項に定める指定管理者をいう。
- (56) 「社会保険等未加入建設業者」とは、第34条（下請負者等（建設業務）の健康保険等加入義務等）第1項に定義する意味を有する。
- (57) 「消費税等」とは、消費税及び地方消費税の総称をいう。
- (58) 「商法」とは、商法（明治32年法律第48号）をいう。
- (59) 「成果物」とは、設計図書、完成図書及びその他特定事業者が事業契約に基づき又は県の請求により県に提出・納品した一切の書類、図面、写真、映像、システム等の総称をいう。
- (60) 「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」とは、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）をいう。
- (61) 「世界ウチナーンチュセンター（仮称）」とは、要求水準書に定める世界ウチナーンチュセンター（仮称）をいう。
- (62) 「設計企業」とは、業務委託請負先として設計業務を実施する企業をいう。
- (63) 「設計業務」とは、要求水準書第1の2ウ(イ)の設計業務をいう。
- (64) 「設計・建設期間」とは、事業契約冒頭第3の1に定める設計・建設業務を実施する期間をいう。
- (65) 「設計・建設業務」とは、設計業務及び建設業務の総称をいう。
- (66) 「設計・建設業務に係る計画書等」とは、第28条（設計・建設業務の実施に係る準備）第1項に定義する意味を有する。
- (67) 「設計・建設費」とは、特定事業者による設計・建設業務の実施に要する費用をいい、

サービス購入料A-1及びサービス購入料A-2の合計額をいう。

- (68) 「設計図書」とは、第30条（設計業務）の定めに従って県の確認が得られた設計図書その他の設計に関する図書をいう。
- (69) 「代表企業」とは、落札者のうち、落札者を代表して入札参加手続を行う企業をいう。
- (70) 「地方自治法」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。
- (71) 「地方自治法施行令」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- (72) 「著作権法」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）をいう。
- (73) 「著作者の権利」とは、第110条（成果物の利用）第2項に定める意義を有する。
- (74) 「統括管理責任者」とは、第23条（統括マネジメント業務の実施に係る準備）第3項に定義する意味を有する。
- (75) 「統括マネジメント業務」とは、要求水準書第1の2ウ(ア)に定める統括マネジメント業務の総称をいう。
- (76) 「統括マネジメント業務に係る計画書等」とは、第23条（統括マネジメント業務の実施に係る準備）第2項に定義する意味を有する。
- (77) 「特定事業者」とは、事業契約冒頭に定義されるものをいう。
- (78) 「特定法令改正」とは、設計・建設業務、開業準備業務又は維持管理・運営業務に関する法令改正であって、①特定事業者のみに適用されるもの又は②本施設等のみに適用されるものをいう。
- (79) 「入札説明書」とは、県が令和6年6月25日付けで公表した沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業に係る入札説明書（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。
- (80) 「入札説明書等」とは、入札公告の際に沖縄県が公表する書類一式で、入札説明書、要求水準書、モニタリング基本計画、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）等をいう。
- (81) 「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号）をいう。
- (82) 「PFI法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- (83) 「引渡予定日」とは、設計・建設期間の満了日をいう。
- (84) 「不可抗力」とは、①地震、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤その他の自然災害、②豪雨、暴風その他の異常気象であって本施設等の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なもの、③騒擾、騒乱、暴動、火災その他の人為的災害に係る事象、④その他当該義務履行当事者にとり予測可能性又は支配可能性のない事象（大規模な感染症、放射能汚染、航空機の墜落を含む。）（①から④いずれも、要求水準書等に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、県及び特定事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものであって、県又は特定事業者が合理的に予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由をいう。
- (85) 「暴力団員等」とは、沖縄県工事請負契約約款第48条第1項第9項に基づく暴力団員、及び、暴力団員ではないが同項に基づく暴力団と関係を持ちながら、その組織の

威力を背景として暴力的不法行為等を行う者の総称をいう。

- (86) 「法令改正」とは、第 90 条（法令改正）第 1 項に定義する意味を有する。
- (87) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、その他の公的機関の定める全ての規定、判断、措置等の規準（要求水準書 1(5)（遵守すべき法令等）に掲げる関係法令、条例、規則、要綱、各種基準、規格等を含むがこれらに限られない。）をいう。
- (88) 「本事業」とは、沖縄県マリントウン国際会議・大型展示場整備・運営等事業をいう。
- (89) 「本施設」とは、要求水準書に定める沖縄県マリントウン国際会議・大型展示場（世界ウチナーンチュセンター（仮称）を除く運営権の設定対象施設）をいう。
- (90) 「本施設等」とは、本施設及び世界ウチナーンチュセンター（仮称）の総称をいう。
- (91) 「民事再生法」とは、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）をいう。
- (92) 「民法」とは、民法（明治 29 年法律第 89 号）をいう。
- (93) 「要求水準」とは、特定事業者による本事業（自主事業を除く。）の実施にあたり、県が要求水準書に基づき特定事業者に履行を求める水準をいい、事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、事業提案書による水準をいう。
- (94) 「要求水準書」とは、入札説明書添付資料 1 「沖縄県マリントウン国際会議・大型展示場整備運営等事業 要求水準書」（その後の修正を含む。）をいう。
- (95) 「要求水準書等」とは、事業契約書、要求水準書、入札説明書等及び事業提案書の総称をいう。
- (96) 「落札者」とは、選定委員会から最優秀提案者の選定を受けた入札参加者をいう。

以 上

別紙2

事業日程

第1 設計・建設業務、開業準備業務及び維持管理・運営業務

業務	開始（予定）日	満了（予定）日
設計・建設業務	●●●●年●●月●●日	●●●●年●●月●●日
開業準備業務	●●●●年●●月●●日	●●●●年●●月●●日
維持管理・運営業務	●●●●年●●月●●日	●●●●年●●月●●日

第2 統括マネジメント業務

特定事業者は、事業期間にわたり統括マネジメント業務を実施する。

第3 自主事業

【事業者提案により規定する。】

以 上

# 沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業

## モニタリング基本計画

令和6年6月

沖縄県



# 目 次

<b>第1章 総則</b> .....	1
<b>1 基本的な考え方</b> .....	1
(1) モニタリングの基本的な考え方 .....	1
(2) 是正措置の基本的な考え方 .....	1
(3) モニタリング組織 .....	1
<b>2 モニタリング基本計画の位置づけ</b> .....	3
(1) モニタリング基本計画 .....	3
(2) モニタリング実施計画書 .....	3
(3) モニタリングの対象範囲 .....	3
(4) モニタリング実施計画書の変更 .....	4
(5) モニタリングを踏まえた目標値等の見直し .....	4
<b>第2章 各業務のモニタリング方法</b> .....	5
<b>1 統括マネジメント業務のモニタリング</b> .....	5
(1) 基本的な考え方 .....	5
(2) モニタリングの方法 .....	5
(3) モニタリングの手順 .....	6
<b>2 設計・建設業務のモニタリング</b> .....	8
(1) 基本的な考え方 .....	8
(2) モニタリングの方法 .....	8
(3) モニタリングの手順 .....	9
<b>3 開業準備・維持管理・運營業務のモニタリング</b> .....	10
(1) 基本的な考え方 .....	10
(2) モニタリングの方法 .....	10
(3) モニタリングの手順 .....	11
<b>4 自主事業及び民間収益事業のモニタリング</b> .....	13
(1) 基本的な考え方 .....	13
(2) 民間収益事業（必須提案） .....	13
(3) 民間収益事業（任意提案） .....	14
<b>6 財務状況等に関するモニタリング</b> .....	16
(1) 基本的な考え方 .....	16
(2) モニタリングの方法 .....	16
<b>7 契約期間終了時のモニタリング</b> .....	17
(1) モニタリングの方法 .....	17
(2) 確認方法 .....	17

<b>第3章 要求水準未達時の措置</b> .....	<b>18</b>
<b>1 是正措置</b> .....	<b>18</b>
(1) 是正レベルの認定 .....	18
(2) 注意 .....	19
(3) 是正指導 .....	19
(4) 是正指導の対処の確認 .....	19
(5) 是正勧告 .....	19
(6) 是正勧告の対処の確認 .....	19
<b>2 事業契約等の解除等</b> .....	<b>19</b>
(1) 業務実施企業の変更 .....	19
(2) 事業契約等の解除 .....	20
<b>3 違約金の算定</b> .....	<b>20</b>
(1) 対象業務 .....	20
(2) ペナルティポイントの加算 .....	20
(3) ペナルティポイントの違約金への反映 .....	20

# 第1章 総則

## 1 基本的な考え方

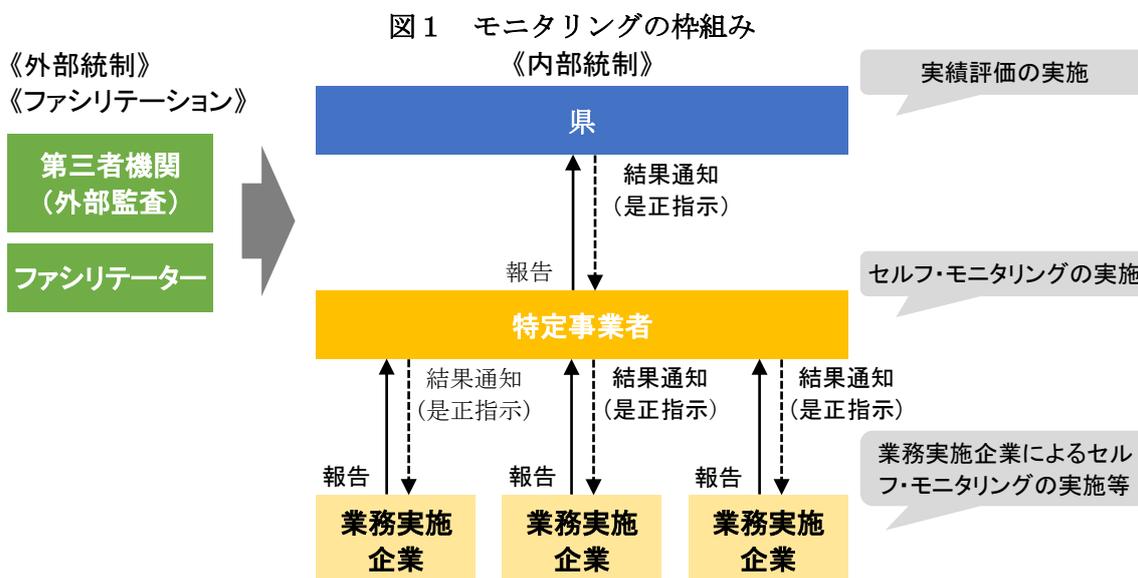
### (1) モニタリングの基本的な考え方

本事業が、事業期間を通じて適正かつ確実に遂行されるよう、特定事業者はセルフ・モニタリングを実施し、「要求水準書」、「事業契約書」、「業務計画書」及び「事業提案書」（以下「要求水準等」という。）の充足とサービスの向上に取り組むとともに、県は、特定事業者のセルフ・モニタリングの結果を踏まえ、要求水準等が達成されるよう実績評価を行う。

県及び特定事業者は、本事業のモニタリングを行うために設置される第三者機関を通じてセルフ・モニタリング及びモニタリングの結果等に関する情報を共有し、課題の解決・改善に向けた協議を行い、本事業の適正かつ確実な遂行とサービスの向上を図るものとする。

### (2) 是正措置の基本的な考え方

県は、モニタリングを実施した結果、特定事業者の責めに帰す事由により、業務の進捗状況が要求水準等に達していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合、特定事業者に対して、注意、是正指導、是正勧告、業務実施企業の変更、事業契約の解除、違約金の請求等の措置を講ずる。



### (3) モニタリング組織

- ・ 県、特定事業者及び業務実施企業間の情報共有、協議及び合意形成を円滑化に行い、事業を安定的に継続するため、本事業では、事業契約に基づき、以下の会議体等を設置する。セルフ・モニタリング結果を踏まえた実績評価とその結果に基づく協議も、これらの会議体において実施される。
- ・ なお、民間収益事業に関するモニタリング組織については、県及び民間収益事業者の協議により、別途定めるものとする。

- ・ モニタリング組織の設置・運営等の詳細については、県及び特定事業者の合意の上で定める。

ア 会議体の設置

- ・ 本事業における、官民の公式なコミュニケーションの枠組みとして、県と特定事業者等の間での会議体を三階層で設置する。
- ・ 設置する会議体の詳細については、「沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業に係る協議会等設置要綱」に定める。

表1 本事業において設置する会議体の概要

会議体名 (仮称)	目的	参加者	開催頻度
協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約、要求水準等の変更等、事業全般に係る公的な協議</li> <li>・ 要求水準の充足状況、課題の確認・協議</li> <li>・ 特定事業者の財務状況の確認・協議</li> </ul>	県・特定事業者	年一回以上 (随時開催)
事業調整 会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要求水準の充足状況、課題の確認・協議</li> <li>・ 特定事業者の財務状況の確認・協議</li> </ul>	県・特定事業者の 統括管理責任者	半年に一度 程度
連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要求水準の充足状況の確認・協議</li> <li>・ 諸課題に対する進捗状況の確認・情報共有</li> </ul>	県・特定事業者の 業務責任者	月一度程度

イ 第三者機関の設置

- ・ 客観的な立場から本事業に対する評価、助言及び勧告を行う、複数の有識者で構成される「第三者機関」を設置する。
- ・ 第三者機関の構成員は、県と特定事業者の双方が選定した候補者の中から県と特定事業者の合意の上で決定する。
- ・ 特定事業者と県との間で、一定期間ごとに見直し改めて合意する目標値（稼働率・収支）については、当該第三機関の承認を経て決定することとする。
- ・ 第三者機関の詳細については、「沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業に係る第三者機関設置要綱」に定める。

ウ ファシリテーターによるガバナンス機能の維持・強化

- ・ 設置する会議体と第三者機関がそれぞれに求められる機能を円滑に果たし、官民連携による本事業の推進を確実なものとするため、第三者機関は、必要に応じて、同機関の構成員もしくはそれ以外の適切な主体をファシリテーターとして選定する。
- ・ ファシリテーターは、特定事業者と県の間において客観的な立場から両者が円滑に意思疎通を図ることができるように諸調整に努めるとともに、その活動を通じて、会議体及び第三者機関がそれぞれに求められる機能を果たしうるように努める。ファシリテーターの詳細については、「沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業に係る第三者機関設置要綱」に定める。

## 2 モニタリング基本計画の位置づけ

### (1) モニタリング基本計画

モニタリング基本計画は、事業期間中において、特定事業者が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。)に基づき、事業契約に定められた業務を確実に遂行するとともに、県が求める水準を安定的かつ継続的に達成するため、次の3項目に関する基本的な考え方について示すものである。

- ア 要求水準書で提示する要求性能の達成状況の確認(要求水準を示していない民間収益事業においては、特定事業者又は民間収益事業者と県が合意した目標値の達成状況の確認)
- イ 本事業の継続性・安定性(特定事業者の財務状況)の確認
- ウ 上記に基づく県から特定事業者への改善措置等の指示、結果の確認

- ・ 県と特定事業者は、相互に協力して意思疎通や認識の統一を図り、本事業の目標達成に努めなければならない。
- ・ なお、民間収益事業に対するモニタリングについても、この基本計画において、併せて示すものとする。

### (2) モニタリング実施計画書

- ・ 特定事業者は、事業契約又は民間収益事業基本協定の締結後、事業提案書及び自主的に作成する各種提出書類に基づく、「モニタリング実施計画書」の案を作成し、業務計画書と同時に県に提出する。県及び特定事業者は、当該モニタリング実施計画書案について協議の上、県の承諾を得ることによってモニタリング実施計画書を決定する。
- ・ 「モニタリング実施計画書」には、次のアからオまでにに関する事項を記載する。なお、事業着手段階でモニタリングの詳細を定められない業務に関しては、後日、特定事業者において業務着手前に各業務実施計画を作成し、県に提出するものとする。

- ア モニタリングの時期
- イ モニタリングの内容(評価基準を含む)
- ウ モニタリング組織
- エ モニタリング手続
- オ モニタリング様式

### (3) モニタリングの対象範囲

- ・ モニタリング対象業務及び対象事業は、次のアからクまでに揚げるとおりとする。
- ア 統括マネジメント業務
- イ 設計業務
- ウ 建設業務
- エ 開業準備業務
- オ 維持管理業務
- カ 運営業務

- キ 自主事業
- ク 民間収益事業

#### (4) モニタリング実施計画書の変更

##### ア モニタリング実施計画書の変更

- ・ 次の(ア)から(ウ)に揚げる事由が生じた場合はモニタリング実施計画書の変更を行う。
  - (ア)要求水準書が変更された場合
  - (イ)県の事由により業務内容の変更が必要な場合
  - (ウ)その他、業務内容の変更が特に必要と認められる場合

##### イ 事業契約の変更に伴うモニタリング実施計画書の変更

- ・ 事業契約に変更が生じた場合、必要に応じてモニタリング実施計画書を変更するものとする。

#### (5) モニタリングを踏まえた目標値等の見直し

- ・ 県と特定事業者で合意し定める稼働率及び収入の目標値については、それまでの運営実績と、モニタリングの結果を踏まえて、概ね5年ごとに見直しを行い、県と特定事業者で協議を行い合意の上で定めることを予定している。
- ・ 見直しの基準や手続き等については次のとおりとする。
  - 開業後、以下の4期間に分割したうえで、第1期から第3期までにおける各期の最終年度において見直しの協議を実施する。
    - 第1期：開業から令和15年3月31日まで
    - 第2期：令和15年4月1日から令和20年3月31日まで
    - 第3期：令和20年4月1日から令和25年3月31日まで
    - 第4期：令和25年4月1日以降
  - 主に各期の最終年度の前年度までの維持管理運営実績や今後の見通し、それまでのモニタリング結果等を踏まえて、見直し方針とその具体策を決定する。
  - 見直し基準は、稼働率及び収入の目標値を実績及び見込みが15%上回る場合とする。
  - 見直し策の方針や具体策の検討にあたって、県は第三者機関に諮問し答申を受ける。

## 第2章 各業務のモニタリング方法

### 1 統括マネジメント業務のモニタリング

#### (1) 基本的な考え方

- ・ 統括マネジメント業務におけるセルフ・モニタリングは、特定事業者が事業期間を通じて責任ある事業主体として要求水準書の内容を満たしていることと、自らが提案した事業計画に基づき適正かつ確実に事業が遂行されていることを把握するため、(2)及び(3)に示す方法・手順で行う。
- ・ 県は、特定事業者のセルフ・モニタリングの結果報告に基づきその確認を行うことを基本とし、特定事業者の提出する報告書、各提出書類及び本事業の進捗状況等をもとに書類の確認と会議体における確認を通じて、要求水準書の内容を満たしていることについて実績評価を行う。

#### (2) モニタリングの方法

##### ア 書類による確認

- ・ 特定事業者は、統括マネジメント業務の遂行状況及び要求水準達成状況についてセルフ・モニタリングを実施したうえで、その結果を表2に示す提出書類によって、それぞれの提出期限までに県に提出する。
- ・ 県は、特定事業者から提出された書類に基づき、実績評価を行う。

表2 提出書類（統括マネジメント業務）

提出書類	提出時期
実施体制図	本業務開始日の30日前まで 変更時は必要に応じて随時
統括管理責任者届	本業務開始日の30日前まで 変更時は必要に応じて随時
業務計画書（財務に関する諸計画を含む）	本業務開始日の30日前まで
年度管理計画書（財務に関する諸計画を含む）	各事業年度開始日の30日前まで
年度管理報告書（財務に関する諸計画を含む）	当該業務年度終了日から3ヶ月以内
財務書類等※	特定事業者の定時株主総会開催日から10日以内
中間計算書類（上記に準じる）	毎年11月末日まで
予実管理	特定事業者の定時株主総会開催日から10日以内
事業計画	特定事業者の定時株主総会開催日から10日以内
定款の写し	事業契約締結日又は変更日から10日以内
株主名簿の写し	事業契約締結日又は変更日から10日以内
特定事業者が締結する契約等の一覧及び契約書	契約締結日又は変更日から10日以内

※「財務書類等」とは、会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、キャッシュフロー計算書をいう。

イ 会議体による確認

- ・ 県と特定事業者は、要求水準書「第7 3 (6) 会議体の設置」に示す協議会等において、県による実績評価の結果を踏まえて、本事業に関わる課題、対応方針、進捗状況等を確認する。

(3) モニタリングの手順

- ・ 統括マネジメント業務に対するモニタリングの手順と特定事業者及び県の作業内容は表3のとおりである。
- ・ ただし、モニタリングの手順等についての詳細は、特定事業者が提供するサービスの提供方法に依存するため、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。

表3 モニタリングの手順等（統括マネジメント業務）

書類提出、セルフ・モニタリング	実績評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定事業者は、事業契約に基づき、自ら又は委託の方法等により実施する業務全体について配置する責任者や企業の名称及び役割を示した実施体制図、及び統括管理責任者届を作成し、県に提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、提出書類に基づき、業務上の指示及び報告等が業務実施企業を含む関係者全体へ確実に伝達される体制が構築されていることを確認する。</li> <li>・ 県は、特定事業者が選任した統括責任者について、承諾する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定事業者は、毎年度の開始の日までに、当該年度における業務全体の管理体制や管理計画、全ての業務において実施予定の主な事項とそのスケジュールを整理した、年度管理計画書を作成し、県に提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、提出書類に基づき、管理体制の構築や事業進捗が円滑に実施されるスケジュールとなっていることを確認する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定事業者は、公認会計士等による監査済みの財務書類等を決算に係る書類は定時株主総会開催の日から10日以内に、中間計算書類については毎年11月末日までに県に提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、提出された財務書類等により特定事業者の財務状況を確認するとともに、監査意見に特段の問題がないことを確認する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定事業者は、毎年度、直近の事業実施状況及び収支実績も踏まえて、業務計画書を更新するものとし、その結果を県に説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、特定事業者からの説明に合理性があることを確認する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定事業者は、事業契約締結後10日以内に、定款の写し、株主名簿の写し、特定事業者が締結する契約等の一覧及び契約書を提出する。</li> <li>・ 上記提出書類の記載事項に変更が生じた場合は、その都度、変更した書類を速やかに県に提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、特定事業者の定款、株主名簿、特定事業者が締結する契約等に則って、事業が実施されていることを確認する。</li> </ul>

※セルフ・モニタリング、実績評価の実施に際し、県に発生した費用は県が負担し、特定事業者に発生した費用は特定事業者が負担する。

※特定事業者の運営等に疑義等がある場合には、県は株主総会及び取締役会の議事録等の内部書類の提出を求めることができる。

## 2 設計・建設業務のモニタリング

### (1) 基本的な考え方

- ・ 設計業務と建設業務におけるセルフ・モニタリングは、特定事業者が事業期間を通じて責任ある事業主体として要求水準書の内容を満たしていることと、自らが提案した事業計画に基づき適正かつ確実に事業が遂行されていることを把握するため、(2)及び(3)に示す方法・手順で行う。
- ・ 県は、特定事業者のセルフ・モニタリングの結果報告に基づきその確認を行うことを基本とし、特定事業者の提出する報告書、各提出書類及び本事業の進捗状況等をもとに、書類の確認と会議体における確認を通じて要求水準書の内容を満たしていることについて実績評価を行う。
- ・ 県は、実績評価をするにあたって、業務の品質確保のために必要と判断した場合には、現地において業務の実施状況を確認する。

### (2) モニタリングの方法

#### ア 書類による確認

- ・ 特定事業者は、設計業務及び建設業務の遂行状況及び要求水準達成状況についてセルフ・モニタリングを実施したうえで、その結果を表4に示す提出書類によって、それぞれの提出期限までに県に提出する。
- ・ 県は、特定事業者から提出された書類に基づき、実績評価を行う。

表4 提出書類（設計・建設業務）

提出書類	提出時期
業務責任者届及び業務担当者配置届	個別業務開始日の前日まで 変更時は必要に応じて随時
設計業務計画書	設計業務開始日の前の日まで
設計図書等	設計業務完了日まで
施工計画書	建設業務開始日の30日前まで
施設備品台帳	建設業務完了日から30日以内
完成図書	建設業務完了日から30日以内
各関係機関との協議内容	協議の日から30日以内

#### イ 会議体による確認

- ・ 県と特定事業者は、要求水準書「第7-3(6) 会議体の設置」に示す協議会等において、県による実績評価の結果を踏まえて、本事業に関わる課題、対応方針、進捗状況等を確認する。

#### ウ 現地における確認

- ・ 書類の確認と会議体における確認を実施したうえで、業務の品質確認のため必要と判断した場合には、県は現地において業務の実施状況確認をする。その際、特定事業者は、県の

現地確認にあたって必要な協力を行わなければならない。

### (3) モニタリングの手順

- ・ 設計業務及び建設業務に対するモニタリングの手順と特定事業者及び県の作業内容は表 5 のとおりである。
- ・ ただし、モニタリングの手順等についての詳細は、特定事業者が提供するサービスの提供方法に依存するため、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。

表 5 モニタリングの手順等（設計・建設業務）

書類提出、セルフ・モニタリング	実績評価
・ 特定事業者は、要求水準書に定める基準に基づきセルフ・モニタリングを実施し、その結果を、県・特定事業者の両者の参加による月 1 回以上の定期的な会議体を設けて、定期的に、また、県の求めに応じて随時に報告する。	・ 各工程の必要な時期に、設計・建設業務が特定事業契約書に定められた要求水準及び条件に適合するものであることを確認する。

※セルフ・モニタリング、実績評価の実施に際し、県に発生した費用は県が負担し、特定事業者に発生した費用は特定事業者が負担する。

※県は、実績評価の実施にあたり、特定事業者が現地確認を要請した場合、その他県が必要と判断したときは、県は現地における確認を行う。その際、特定事業者は、県の現地における確認に必要な協力を行わなければならない。

### 3 開業準備・維持管理・運營業務のモニタリング

#### (1) 基本的な考え方

- ・ 開業準備業務、維持管理業務及び運営実施業務に係るセルフ・モニタリングは、特定事業者が事業期間を通じて責任ある事業主体として要求水準書の内容を満たしていることと、自らが提案した事業計画に基づき適正かつ確実に事業が遂行されていることを把握するため、(2)及び(3)に示す方法・手順で行う。
- ・ 県は、特定事業者のセルフ・モニタリングの結果報告に基づきその確認を行うことを基本とし、特定事業者の提出する報告書、各提出書類及び本事業の進捗状況等をもとに、書類の確認と会議体における確認を通じて要求水準書の内容を満たしていることについて実績評価を行う。
- ・ 県は、実績評価をするにあたって、業務の品質確保のために必要と判断した場合には、現地において業務の実施状況を確認する。

#### (2) モニタリングの方法

##### ア 書類による確認

- ・ 特定事業者は、開業準備業務、維持管理業務及び運営実施業務に従事する者の業務遂行状況及び要求水準達成状況についてセルフ・モニタリングを実施したうえで、その結果を表6に示す提出書類によって、それぞれの提出時期限までに県に提出する。
- ・ 県は、特定事業者から提出された書類に基づき、実績評価を行う。

表6 提出書類（開業準備・維持管理・運營業務）

提出書類	提出期限
業務責任者届及び業務担当者配置届	個別業務開始日の前日まで 変更時は必要に応じて随時
業務計画書（財務に関する諸計画を含む）	開業準備業務については業務開始日の前日まで、 維持管理業務及び運営実施業務は業務開始日の 30 日前まで
中長期修繕計画書	維持管理・運營業務開始日の6ヶ月前まで
年度業務計画書	本業務開始日の30日前まで 変更時は必要に応じて随時
業務報告書（日報）	県の要請に応じて随時
業務報告書（月次業務報告書）	翌月の10日まで
業務報告書（四半期業務報告書）	4～6月分を7月10日まで、 7～9月分を10月10日まで、 10～12月分を1月10日まで、 1～3月分を4月10日まで
業務報告書（年度業務報告書）	当該事業年度終了の翌月10日まで
引継業務報告書	契約期間終了日まで

イ 会議による確認

- ・ 県と特定事業者は、要求水準書「第7 3 (6) 会議体の設置」に示す協議会等において、県による実績評価の結果を踏まえて、本事業に関わる課題、対応方針、進捗状況等を確認する。

ウ 現地における確認

- ・ 書類の確認と会議体における確認を実施したうえで、業務の品質確認のため必要と判断した場合には、県は現地において業務の実施状況確認をする。その際、特定事業者は、県の現地確認にあたって必要な協力を行わなければならない。

(3) モニタリングの手順

- ・ 開業準備業務、維持管理業務及び運営実施業務に対するモニタリングの手順及び特定事業者及び県の作業内容は表7のとおりである。
- ・ ただし、モニタリングの手順等についての詳細は、特定事業者が提供するサービスの提供方法に依存するため、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。

表7 モニタリングの手順等（開業準備・維持管理・運営業務）

	書類提出、セルフ・モニタリング	実績評価
計画段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務開始日までに業務責任者届、業務担当者配置届を作成し、県へ提出する。</li> <li>・業務計画書を業務開始日の30日前までに（開業準備業務に係るものについては、業務開始日の前日までに）作成し、県へ提出する。</li> <li>・中長期修繕計画書を維持管理・運営業務開始日の6ヶ月前までに作成し、県へ提出する。</li> <li>・年度業務計画書を毎年度の業務開始日までに作成し、県へ提出する。</li> <li>・諸報告書を作成し、県へ提出する。（効率的に作成可能な様式とする）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種計画書の内容を特定事業者と協議し、確定する。</li> <li>・諸報告書の様式等の内容を特定事業者と協議し、確定する。（作成の効率性も協議する。）</li> </ul>
日常モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日の業務の実施に関する日常モニタリングを行い、その結果に基づき、セルフ・モニタリングを行い結果に基づき報告書を作成する。</li> <li>・本事業の運営やサービスの提供に影響を及ぼすと思われる事象が生じた場合には、直ちに県に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の運営やサービスの提供に影響を及ぼすと思われる事象の報告を受けた場合、事象の内容を確認し、対応策を検討する。</li> </ul>
定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告事項を取りまとめ、業務報告書（月次、四半期、年度）を提出する。</li> <li>・モニタリング結果の公表について、県へ協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務報告書等の内容を確認し、業務実施状況の評価を行い、評価結果を事業者へ通知する。</li> <li>・定期的に施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求及び立会い等を行う。</li> <li>・公表すべきモニタリング結果について、特定事業者と協力のうえで準備して公表する。</li> </ul>

※セルフ・モニタリング、実績評価の実施に際し、県に発生した費用は県が負担し、特定事業者に発生した費用は特定事業者が負担する。

※特定事業者の運営等に疑義がある場合など、必要な場合には、県は、例えば業務報告書（日報）など詳細な情報を求めることができる。

※県は、実績評価の実施にあたり、特定事業者が現地確認を要請した場合、その他県が必要と判断したときは、県は現地における確認を行う。その際、特定事業者は、県の現地における確認に必要な協力を行わなければならない。

## 4 自主事業及び民間収益事業のモニタリング

### (1) 基本的な考え方

- ・自主事業及び民間収益事業については、その内容を特定事業者又は民間収益事業者の提案に委ねることとしているため、特定事業者又は民間収益事業者の提案内容に基づくモニタリングを実施する。
- ・自主事業のモニタリングについて、特定事業者は、実施する自主事業に関するセルフ・モニタリングを行い、県は、当該セルフ・モニタリングの結果を受けて実績評価を行うものとする。
- ・民間収益事業のモニタリングは、民間収益事業者の提案内容を基に設定された業務目標の達成状況や民間収益事業の継続性等を把握するため、(2)ア及び(3)ア並びに(2)イ及び(3)イに示す方法・手順で行う。
- ・特定事業者と民間収益事業者は、自主事業及び民間収益事業の業務目標について、提案内容と事業の段階（準備・整備段階、実施段階等）に即して設定し、それを測る業績指標は、その実効性とモニタリングに係る負担とのバランスを鑑み設定する。
- ・民間収益事業に関するモニタリング組織は、県、特定事業者及び民間収益事業者の協議により、別途定めるものとする。

### (2) 民間収益事業（必須提案）

#### ア モニタリングの方法

- ・特定事業者は、民間収益事業（必須提案）に係る業務目標の達成状況について、民間収益事業者にセルフ・モニタリングを実施させ、その結果を表8に例示する提出書類によって、それぞれの提出期限までに県に提出する。
- ・県は、特定事業者から提出された書類に基づき、実績評価を行う。

表8 提出書類（民間収益事業・必須提案）

提出書類	提出期限
民間収益事業（必須提案）に係るスケジュール	本業務開始日の30日前まで 変更時は必要に応じて随時
民間収益事業（必須提案）実施に伴うマリンタウンMICEエリアへの波及効果等に係る説明資料	本業務開始日の30日前まで 変更時は必要に応じて随時
業務計画（収支計画を含む）	本業務開始日の30日前まで
年度業務報告書	当該事業年度終了の日から3ヶ月以内

#### イ モニタリングの手順

- ・民間収益事業（必須提案）に対するモニタリングの手順と特定事業者又は民間収益事業者及び県の作業内容は表9のとおりである。
- ・ただし、モニタリングの手順等についての詳細は、特定事業者又は民間収益事業者が提供するサービスの提供方法に依存するため、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において定める。

表9 モニタリング手順等（民間収益事業・必須提案）

書類提出、セルフ・モニタリング	実績評価
・ スケジュール、業務計画（収支計画を含む）及び波及効果等に係る説明資料を本業務開始日の30日前までに作成する。	・ 県は、提案内容との差異、民間収益事業の実現可能性、マリンタウン MICE エリアへの波及効果、事業実施に関するリスク等を評価する。
・ 民間収益事業（必須提案）の進捗状況を確認の上、今後のスケジュール等を作成する。	・ 県は、事業の進捗状況等を確認の上、提案時との差異、今後のスケジュールの妥当性の有無等を確認する。
・ 民間収益事業（必須提案）実施に伴うマリンタウン MICE エリアへの波及効果等を検証する。	・ 県は、波及効果等を確認の上、提案内容と実績との差異を評価する。
・ 年度業務報告書を作成する。	・ 県は、年度業務報告書等の内容を確認し、業務計画との差異について実績評価を行う。

※県は、実績評価の実施にあたり、特定事業者又は民間収益事業者が現地確認を要請した場合、その他県が必要と判断したときは、県は現地における確認を行う。その際、特定事業者又は民間収益事業者は、県の現地における確認に必要な協力を行わなければならない。

### （3）民間収益事業（任意提案）

#### ア モニタリングの方法

- ・ 特定事業者は、民間収益事業（任意提案）に係る業務目標の達成状況について民間収益事業者にセルフ・モニタリングを実施させたいうで、その結果を、表 10 に示す提出期限によって、それぞれの提出時期までに県に提出する。
- ・ 県は、特定事業者から提出された書類に基づき、実績評価を行う。

表10 提出書類（民間収益事業・任意提案）

提出書類	提出期限
民間収益事業（任意提案）に係るスケジュール	本業務開始日の30日前まで 変更時は必要に応じて随時
民間収益事業（任意提案）実施に伴うマリンタウン MICE エリアへの波及効果等に係る説明資料	本業務開始日の30日前まで 変更時は必要に応じて随時
業務計画（収支計画を含む）	本業務開始日の30日前まで
年度業務報告書	当該事業年度終了後3ヶ月以内

#### イ モニタリングの手順

- ・ 民間収益事業（任意提案）に対するモニタリングの手順と特定事業者又は民間収益事業者及び県の作業内容は表 11 のとおりである。
- ・ ただし、モニタリング方法の詳細は、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において定める。

表 11 モニタリング手順等（民間収益事業・任意提案）

書類提出、セルフ・モニタリング	実績評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スケジュール、業務計画（収支計画を含む）及び波及効果等に係る説明資料を本業務開始日の30日前までに作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、提案内容との差異、民間収益事業の実現可能性、マリンタウン MICE エリアへの波及効果、事業実施に関するリスク等を評価する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間収益事業（任意提案）の進捗状況を確認の上、今後のスケジュール等を作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、事業の進捗状況等を確認の上、提案時との差異、今後のスケジュールの妥当性の有無を確認する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間収益事業（任意提案）実施に伴うマリンタウン MICE エリアへの波及効果等を検証する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、波及効果等を確認の上、提案内容と実績の差異を実績評価する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度業務報告書を作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、年度業務報告書等の内容を確認し、業務計画と実績との差異を実績評価する。</li> </ul>

※県は、実績評価の実施にあたり、特定事業者又は民間収益事業者が現地確認を要請した場合、その他県が必要と判断したときは、県は現地における確認を行う。その際、特定事業者又は民間収益事業者は、県の現地における確認に必要な協力を行わなければならない。

## 6 財務状況等に関するモニタリング

### (1) 基本的な考え方

- ・ 財務状況に関するモニタリングは、総括マネジメント業務におけるモニタリングに加え、特に、本事業におけるサービスの提供が停止される又は特定事業者が債務超過等によって事業継続が困難になるといった事態を回避するために実施する。
- ・ 県は、要求水準書「第7 3 (6) 会議体の設置」に示す協議会等において、その必要性が確認された場合は、財務モニタリングを実施するものとする。
- ・ 県は、特定事業者からの財務状況の報告に基づき確認することを基本とし、資金収支の状況、株主総会資料等による経営状況、直接協定による金融機関との情報交換等により確認する。

### (2) モニタリングの方法

#### ア 書類による確認

- ・ 特定事業者は、要求水準書「第2 I 2(3)総務・経理業務」のとおり、会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、キャッシュフロー計算書のほか、監査報告、会計監査報告を県に提出する。
- ・ 併せて特定事業者は、業務計画書、年度業務計画書、年度業務報告書の中で、財務に関する諸計画を県に報告し、特定事業者のホームページにおいて公表する。
- ・ 県は、提出された財務書類等及び報告された評価に基づき、特定事業者の財務状況等を確認する。

#### イ 会議体による確認

- ・ 要求水準書「第7 3 (6) 会議体の設置」に示す協議会等において、県は、財務書類等に反映された特定事業者の取引が提案書どおりに事業を遂行した結果及び業務計画に示したものであること、また、事業遂行の結果が特定事業者の財務状況を将来的に悪化させないものであること等を確認する。
- ・ 特定事業者が提出した財務書類等のみでは提案書による提案内容及び業務計画との関係を確認できない場合、県は、必要に応じて、該当する取引に関する契約書類等の提出を要求することがある。
- ・ なお、特定事業者が自ら自主事業を実施する場合には、特定事業者は、特定事業と自主事業の経理を区分し管理しなければならない。

#### ウ その他の確認

- ・ 事業契約書第116条に従い、特定事業者が金融機関から融資を受けて、県が当該金融機関と直接協定を締結した場合、県は直接協定の規定に従って、当該金融機関に対して、特定事業者の財務状況等に関する情報の提供を求める。

## 7 契約期間終了時のモニタリング

### (1) モニタリングの方法

- ・ 県と特定事業者は、事業期間の終了日の5年前の日から、事業期間終了後の保有資産の取扱いについて、協議を開始する。
- ・ 特定事業者は、事業期間の終了日の1年前の日までに、施設・設備の劣化等の状況及び施設・設備の保全のために必要となる資料の整備状況を報告し、県は、上記の報告内容を確認する。
- ・ 県及び特定事業者は、上記の報告内容について、必要に応じて協議する。
- ・ 特定事業者は、事業期間内において県の要求する水準を満たす業務が遂行できるように、協議の結果を反映した修繕計画書に基づく修繕を行うほか、必要となる資料を整備し、県の確認等を受ける。

### (2) 確認方法

- ・ 特定事業者は、表に示す現況図面、施設の保全にかかる資料等を含めた取扱説明書等の書類を、事業終了時に県に提出して確認を受ける。

表 12 契約期間終了時の提出書類

提出書類	提出期限
保有資産のデータベース	契約期間の終了日
引継業務報告書	契約期間の終了日
その他県が求める書類等	契約期間の終了日の5年前から、随時

### 第3章 要求水準未達時の措置

#### 1 是正措置

##### (1) 是正レベルの認定

- ・ 本事業は、事業期間が長期に渡ることから事業期間内において県の要求する水準を充足する業務を遂行される仕組みを構築する必要がある。
- ・ このため、県は、モニタリングを実施した結果、本事業が要求水準書等に規定されている水準及び仕様を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、表 13 に示す基準等に従い、その是正レベルの認定を行い、特定事業者に通知する。

レベル 1：施設の維持管理・運営に軽微な支障がある場合等

レベル 2：施設の維持管理・運営に重大な支障がある場合等

レベル 3：人命に関わる場合、周辺環境に重大な悪影響を及ぼす場合、重大な法令違反、虚偽の報告を行った場合等

- ・ 要求水準書等に規定する水準及び仕様等を満たしていないと判断される事象例の一部を表に示す。

表 13 是正レベル別の事象例

是正レベル	事象例（一部）
レベル 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務報告の不備</li> <li>・ 重大な支障はないが、必要な設備の保守管理業務等の未実施</li> <li>・ 整備不良や故障等による施設や設備の短期間の停止</li> <li>・ 提出書類を期限までに提出しない場合</li> <li>・ 各種計画書等の改善を必要に応じて行わない場合</li> <li>・ 重要な連絡や報告の内容の不備</li> <li>・ 提出された計画書や事業計画に従って業務が実施されていないと県が判断した場合</li> </ul>
レベル 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種計画書等に記載された作業の未実施</li> <li>・ 整備不良や故障等による施設や設備の長期間の停止</li> <li>・ 合理的な理由のない不具合等の放置</li> <li>・ 頻発するトラブル等に対して必要な対策等を講じない場合</li> <li>・ 長期にわたり連絡若しくは報告がない場合</li> <li>・ レベル 1 に該当する場合で是正指導の手続きを経て、なお是正が認められないと県が判断した場合</li> </ul>
レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全措置の不備等による人身事故の発生</li> <li>・ 環境保全に関する規制基準の遵守違反</li> <li>・ 重大な法令違反、虚偽の報告を行った場合</li> <li>・ レベル 2 に該当する場合で再度是正勧告の手続きを経て、なお是正が認められないと県が判断した場合</li> </ul>

## (2) 注意

- ・ 県は、要求水準書等に規定する水準及び仕様を満たしていないと判断される事象が発生するおそれがある場合、書面により特定事業者に対して当該業務の是正を求める「注意」を行うものとする。
- ・ 特定事業者は、県から「注意」を受けた場合、速やかに是正対策を施すものとする。

## (3) 是正指導

- ・ 県は、レベル1に相当する事象が発生した場合（「注意」の手続きを経てもなお是正が認められずレベル1に相当する事象の発生に至った場合を含む）、書類により特定事業者に対して当該業務の是正を求める「是正指導」を行うものとする。
- ・ 特定事業者は、県から「是正指導」を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について県と協議を行い、県の承諾を得たうえで、期限内に是正措置を施すものとする。

## (4) 是正指導の対処の確認

- ・ 県は、特定事業者からの是正指導に対する対処の完了の通知又は是正期限の到来を受け、随時モニタリングを行い、是正が行われたことを確認する。

## (5) 是正勧告

- ・ 県は、レベル2に相当する事象が発生した場合（「是正指導」の手続きを経てもなお是正が認められずレベル2に相当する事象の発生に至った場合を含む）、特定事業者に対して書面により業務の是正を求める「是正勧告」を行うものとする。この場合、県は、特定事業者に対し業務を停止させることができるものとし、停止により特定事業者に対して発生した損害、追加費用等については一切負担しないものとする。
- ・ 特定事業者は、県から「是正勧告」を受けた場合、速やかに必要な措置を施すとともに県と協議を行い、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を県に提出し、県の承諾を得たうえで、速やかに是正措置を施すものとする。

## (6) 是正勧告の対処の確認

- ・ 県は、特定事業者からの是正勧告に対する対処の完了の通知又は是正期限の到来を受け、随時モニタリングを行い、是正が行われたことを確認する。

## 2 事業契約等の解除等

### (1) 業務実施企業の変更

- ・ 県は、レベル3に相当する事象が発生した場合（「是正勧告」の手続きを経てもなお是正が認められずレベル3に相当する事象の発生に至った場合を含む）、当該事象が発生した業務に係る「業務実施企業の変更」を請求することができ、特定事業者はこれに従うものとする。

## (2) 事業契約等の解除

- ・ 業務実施企業の変更後も、要求水準書等に規定する水準及び仕様を満たしていない状況となった場合には、県は、事業契約において当該状況が発生した業務または事業に係る部分（開業準備業務、維持管理業務、運営実施業務を、それぞれ最小の単位とする。）を解除することができる。
- ・ 特定事業者の事由により、要求水準書で示す事業目的が達成できなかった場合は、その内容によっては契約解除の対象となることがある。

## 3 違約金の算定

### (1) 対象業務

- ・ 全業務において、業務の品質を確保するための仕組として導入する。
- ・ このため、違約金を徴収することを目的とするのではなく、特定事業者には是正措置（レベル1に相当する事象の場合は是正指導及びペナルティポイントの付与、レベル2に相当する事象の場合は是正勧告及びペナルティポイントの付与）を繰り返し施させることを通じて、施設の維持管理運営に関する要求水準を回復させ業務の品質を確保することを目的としている。

### (2) ペナルティポイントの加算

- ・ 県は、特定事業者に対して「是正措置」を求めた場合、その都度表14のレベルに応じたペナルティポイントの加算を、特定事業者に通知する。
- ・ なお、ペナルティポイントは翌年度に持ち越し累計されない。

表14 ペナルティポイント計上の考え方

レベル	事象	ペナルティポイント
レベル1	軽微な支障がある場合等	事象発生ごとに0.1ポイント
レベル2	重大な支障がある場合等	事象発生ごとに0.5ポイント
レベル3	人命に関わる場合、周辺環境に重大な悪影響を及ぼす場合、 重大な法令違反、虚偽の報告を行った場合等	事象発生ごとに10ポイント

### (3) ペナルティポイントの違約金への反映

- ・ 県は、同一事業年度内に加算された各レベルのペナルティポイントの累計値が表15に掲げる累計値を超える場合、その都度同表に掲げるサービス購入料又は運営権対価に対する違約金の割合に相当する額を違約金として、特定事業者へ通知し徴収する。
- ・ なお、県から特定事業者に対する上記の違約金の請求は、事業契約の解除に伴う違約金及び損害賠償の請求を妨げないものとする。

表 15 違約金の割合等

レベル	ペナルティポイントの 累計値	違約金の割合	
		設計・建設期間	運営・維持管理期間
レベル1	累計 0.5 ポイントごと	サービス購入料×0.01%	運営権対価×0.1%
レベル2	累計 2.5 ポイントごと	サービス購入料×0.05%	運営権対価×0.5%
レベル3	10 ポイントごと	サービス購入料×0.2%	運営権対価×2%

別紙 4

業務委託請負先

業務	業務の内容	代表企業／構成企業／ その他業務委託請負先 の別	会社名
設計・建設業務	設計業務	●●●●	●●●●
	建設業務	●●●●	●●●●
	工事監理業務	●●●●	●●●●
開業準備業務	開業準備業務	●●●●	●●●●
維持管理・運營業務	維持管理業務	●●●●	●●●●
	運營業務	●●●●	●●●●

以 上

## 自主事業の実施に関する協定（自主事業協定）の概要

### 1 自主事業協定の当事者

県及び特定事業者

### 2 自主事業協定の開始時期及び終了時期

- ・開始時期： 特定事業者により事業内容の企画検討を誠実に行った上で事業内容が確定後速やかに
- ・終了時期： 自主事業の終了日又は事業契約の全部が終了した日のいずれか早い日<sup>3</sup>

### 3 自主事業協定における当事者間の義務

- ・県： 自主事業の実施に係る関係機関との調整等について協力するものとする。
- ・特定事業者： 特定事業者の提案内容に基づく自主事業の実施に関して最大限の努力を行うものとする。

### 4 モニタリング

県及び特定事業者は、別途協議の上、自主事業に係るモニタリング基本計画を作成するとともにモニタリング組織を設置し、特定事業者の提案内容を基に設定された業務目標の達成状況や継続性等を確認・共有する。

また、県は、特定事業者による自主事業の実施状況につき、特定事業者の提案内容を充足していないと判断した場合、当該自主事業に係るモニタリング基本計画に基づき、特定事業者に対して、注意、是正指導、是正勧告等を行うことができるものとする。

さらに、県は、特定事業者が合理的な理由（自主事業の実施について経済的合理性が認められないと特定事業者が合理的に判断し、かつ県がこれに同意した場合等）なく、特定事業者の提案内容どおり自主事業を実施しなかったと判断した場合、特定事業者に対して違約金等の支払を請求できるほか、特定事業者が自主事業を実施しなかった事実について公表できるものとする。

### 5 自主事業の変更及び終了

特定事業者は、社会情勢の変化又は自主事業の実施に経済的合理性が認められない等のやむを得ない事情がある場合は、自主事業の内容の変更又は終了を県に提案することができる。

この場合、特定事業者と県は、協議の上、合意により、自主事業の内容の変更又は終了を行う。県及び特定事業者は、かかる自主事業の内容の変更又は終了に関し、合理的な理由なくして合意の留保、遅延又は拒否をしないものとする。

なお、自主事業の変更又は終了に必要な許認可又は届出若しくは報告は、特定事業者の責任及び費用負担において取得するものとする。

---

<sup>3</sup> 自主事業に係る提案内容により調整する。

6 その他

この別紙に定めのない事項については、自主事業協定の締結までに、県及び特定事業者が協議して定めるものとする。

以 上

別紙6

サービス購入料の金額と支払スケジュール及び支払手続

1 サービス購入料の支払い

県は、事業契約に定めるところにより、事業期間終了までの間、特定事業者に対し、サービス購入料として設計・建設・開業準備の対価を支払う。

(1) サービス購入料の構成

サービス購入料は、特定事業の設計・建設・開業準備の対価から構成される。また、サービス購入料の内訳は以下の通りとする。

支払い項目	対象施設	サービス購入料の算定対象
<b>■設計・建設の対価</b>		
・建設一時金 (サービス購入料A-1)	本施設等	①設計業務・建設業務に係る費用に相当する金額のうち割賦元本(サービス購入料A-2)を除いた金額
・割賦元本 (サービス購入料A-2)	本施設等	以下の項目を含むもので、サービス購入料(消費税及び地方消費税を含む。消費税及び地方消費税の取扱いについては、(2)サービス購入料の支払方法(イ)を参照。)の8%に相当する金額(1円未満切捨) ①設計業務に係る費用に相当する金額 ②建設業務に係る費用に相当する金額 ③統括マネジメント業務のうち設計・建設期間に係る金額 ④設計・建設期間に必要なその他の金額(建中金利含む)
・割賦金利 (サービス購入料A-3)	本施設等	A-2(割賦元本)に対応する割賦支払に必要な割賦手数料
<b>■開業準備の対価</b>		
開業準備業務費 (サービス購入料B)	本施設	①開業準備業務に係る費用に相当する金額について、合計で上限を●●円とし、かつ、開業準備業務の完了を県が確認した額を上限とする金額 ②上記①に対する消費税及び地方消費税

サービス購入料

	金額(税抜き)
建設一時金(サービス購入料A-1)	金 円
割賦元本(サービス購入料A-2)	金 円
割賦金利(サービス購入料A-3)	金 円
開業準備業務費(サービス購入料B)	金 円
合計(税抜き)	金 円

(2) サービス購入料の支払方法

ア 建設一時金（サービス購入料A-1）

(ア) 各年度のサービス購入料A-1の算定方法

設計・建設・工事監理に要する費用及びその他費用からサービス購入料A-2（割賦元本）を除いた額とする。

(イ) 支払方法

特定事業者は、設計・建設期間の各年度末までに、県による中間確認又は完成確認が完了した後、速やかに県に請求書を提出する。県は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対して支払う。

県は特定事業者に対して、1年目（令和7年度）から3年目（令和9年度）の支払いとして、設計又は本施設等の出来高として県が確認した額の90%に相当する金額（各年度における支払額は、県が事業者に提示する金額を上限とする。）を支払うものとし、最終年度の支払いとして、「サービス購入料A-1の総額から、令和7年度から令和9年度までの請求分を除いた金額」を支払うものとする。

また、令和●年度のサービス購入料A-1の支払いとあわせて、当該年度のサービス購入料A-1（建設一時金）に係る消費税及び地方消費税相当額と、A-2（割賦元本）に係る消費税及び地方消費税相当額を一括して支払うものとする（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）。

なお、消費税及び地方消費税額は、サービス購入料A-1及びサービス購入料A-2の合計額に対する消費税及び地方消費税額とする。

各年度におけるサービス購入料A-1（建設一時金）の支払の限度額（以下「支払限度額①」という。）は、次のとおりとする。

年度	円

支払限度額①に対応する各年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円

但し、県は、予算上の都合その他の必要があるときは、特定事業者との協議の上、支払限度額①及び出来高予定額を変更することができる。

イ 割賦元本（サービス購入料A-2）及び割賦金利（サービス購入料A-3）

(ア) 算定方法

a サービス購入料A-2（割賦元本）

サービス購入料A-2（割賦元本）は、上記の計算に基づき事業提案書においてサービス購入料A-2（割賦元本）として提案した金額とする。特定事業者は、初回を除く各支払回のサービス購入料A-2（割賦元本）及びサービス購入料A-3（割賦金利）の合計額

が同額となるよう提案を行うものとする。

b サービス購入料A-3（割賦金利）

サービス購入料A-3（割賦金利）は、次の前提で計算した金額とする。

割賦元本	サービス購入料A-2
支払方法	元利均等
適用金利 (年利)	基準金利+提案されたスプレッド。なお、基準金利がマイナスになった場合は、基準金利部分を0%と読み替えることとする。
基準金利	本施設等の引渡し日の2営業日前（銀行営業日ではない場合は、その前銀行営業日）の Refinitiv（登録商標）より提供されている午前10時30分現在の Tokyo Swap Rate (TONA Swap) として JPTSRT0A=RFTB に掲示されている TONA ベース 15 年もの（円/円）金利スワップレートとする。 なお、TONA Swaps 初動期であり、今後上記の用語が変更されることも想定されるため、その場合は適宜読み替えるものとする。
金利計算 方法	各回の支払において、期間6ヶ月（0.5年）後取として計算する。なお、初回については、引渡し日の翌日から初回支払までの期間により計算するものとし、特定事業者は、初回の支払額が以降の支払額の1/6となるよう提案を行うものとする。

(イ) 支払方法

特定事業者は、令和●年度第●四半期より各年度3月末及び9月末までに、サービス購入料A-2（割賦元本）及びA-3（割賦金利）について、請求書を県に発行し、その受領後30日以内に県は支払いを行う。なお、各回におけるサービス購入料A-2（割賦元本）には消費税及び地方消費税を含まないこととする。

ウ 開業準備業務費（サービス購入料B）

(ア) 各年度のサービス購入料Bの算定方法

サービス購入料B（開業準備の対価）は、1（1）の表に示す開業準備業務に要する費用の合計（各年度における支払額は、県が事業者提示する金額を上限とする。）とする。

各年度におけるサービス購入料Bの支払の限度額（以下「支払限度額②」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

但し、県は、予算上の都合その他の必要があるときは、特定事業者との協議の上、支払限度額②を変更することができる。

(イ) 支払方法

特定事業者は、開業準備期間の各年度末までに、請求書を発行する。県は、その受領後30日以内に、一括で支払いを行う。なお、各回におけるサービス購入料B（開業準備の対価）は消費税及び地方消費税を含むものとする。

## 2 サービス購入料の改定

### (1) サービス購入料A（施設整備の対価）の改定

#### ア サービス購入料A-1（部分払い分）及びA-2（割賦元本）の物価変動に伴う改定

##### (ア) 改定の時期

サービス購入料A-1（部分払い分）及びA-2（割賦元本）について、設計・建設期間中の物価変動による改定を次のとおり行う。ただし、改定の結果は、サービス購入料A-1（部分払い分）またはサービス購入料A-2（割賦元本）に反映させるものとする。

##### (イ) 対象となる費用

設計費、工事監理費を除いた、直接工事費及び共通費など直接工事施工に必要となる経費とする（建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事など各種工事を含む。）、及び備品等調達・設置業務費とする。

##### (ウ) 改定方法

「沖縄県建設工事請負契約書約款」第26条に準じて以下のとおり行うものとする。なお、改定の際に用いる指標は以下を基本とするが、指標によりがたい場合は県と事業者で協議の上決定する。

- ・建設物価（一般財団法人建設物価調査会月刊）
- ・建築コスト情報（一般財団法人建設物価調査会季刊）
- ・建築施工単価（一般財団法人経済調査会季刊）
- ・積算資料単価（一般財団法人経済調査会季刊）

全体スライド	<ul style="list-style-type: none"><li>・県又は事業者は、設計・建設期間内で事業契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動によりサービス購入料A-1及びA-2が不適当となったと認めるときは、相手方に対してサービス購入料A-1及びA-2の変更を請求することができる。</li><li>・県又は事業者は、上記の請求があったときは、変動前残設計・建設費（サービス購入料A-1及びA-2から当該請求時の出来形部分に相応するサービス購入料A-1及びA-2を控除した額をいう。以下同じ）と変動後残設計・建設費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前サービス購入料A-1及びA-2に相当する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残設計・建設費の1000分の15を超える額につき、変動前残設計・建設費の変更に応じなければならない。</li><li>・変動前残設計・建設費と変動後残設計・建設費は、請求のあった日を基準とし、県と事業者とが協議して定める。</li><li>・全体スライドの請求は、この規定により改定を行った後再度行うことができる。この場合において本項中の「事業契約締結の日」とあるのは、「直前のサービス購入料A-1及びA-2の改定の基準とした日」と読み替えるものとする。</li></ul>
インフレスライド	<ul style="list-style-type: none"><li>・予期することのできない特別の事情により、設計・建設期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス購入料A-1及びA-2が著しく不適当となったときは、県又は事業</li></ul>

	者は、前各項の規定にかかわらず、サービス購入料A-1及びA-2の変更を請求することができる。
--	--

### 3 消費税及び地方消費税の税率変更の場合の取扱い

消費税法（昭和63年法律第108号）及び関連法令の変更に伴い、消費税及び地方消費税率が変更された場合、県は、当該変更の内容（経過措置を含む。）に従い、サービス購入料の支払に係る消費税及び地方消費税を支払うものとする。

### 4 サービス購入料の減額等

県は、本事業の実施に関する各業務等のモニタリングを行い、設計・建設業務、開業準備業務及び運営・維持管理業務の実施状況が、要求水準書等に適合しない場合には、事業契約の規定に従い、特定事業者に対し、業務改善及び復旧に関する勧告やサービス購入料の減額等の措置をとるものとする。詳細については、別紙3を参照すること。

## プロフィットシェアの算定及び支払方法

### 1. プロフィットシェアの算定方法

特定事業者は、入札説明書等及び事業提案書に従い、各事業年度における特定事業者の税引後利益の額（自主事業に係る分を除く額を指す。以下同じ。）が、事業提案書記載の収支計画に定める税引後利益の額に 100 分の 115 を乗じた金額を上回った場合には、その超過額に 100 分の 10 を乗じた金額を県に支払うものとする。

### 2. プロフィットシェアの支払方法

特定事業者は、各事業年度終了後 3 か月以内に前項の定めに従い算定したプロフィットシェアの金額を県に提出して確認を受けた上で、県の確認後 1 か月以内に県が指定する金融機関の口座に確定したプロフィットシェアの金額を振り込む方法で支払うものとする。